

総 務 委 員 会

日 時：平成17年9月9日（金）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成17年9月9日		開 会	午前9時30分
		閉 会	午後3時51分
出席者	委員	友 成 洋 一 阿 部 善 博 △ 菅 野 通 子 ○ 沼 倉 孝 太 大 上 和 夫 山 崎 順 二 佐 藤 賢 司 山 岸 一 雄 今 井 満	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		山口助役 山口収入役 宮崎企画部長 成瀬同部参事 内田同部参事 田所広域行政担当部長 榎田渉外担当部長 馬場総務部長 八木防災対策担当部長 大貫財務部長 関口同部専任参事 山中同部次長 八木秘書課長 高橋企画政策課長 服部都市経営ビジョン推進室長 笹野東京事務所長 片野広域行政推進課長 佐藤さがみはら都市みらい研究所副所長 川野パートナーシップ推進課長 渋谷土地利用調整課長 白井広聴広報課長 村上情報システム課長 斉藤統計室長 江成文化国際課長 木村男女共同参画課長 小林渉外課長 今田総務課長 北澤情報公開室長 田所市史編さん室長 野村行政システム課長 石川職員課長 小俣同課主幹 浅見職員研修室長 田所職員厚生課長 内田検査課長 黒田防災対策課長 萩原財務課長 河野同課主幹 新妻管財課長 ・ 木契約課長 赤間納税課長 新井市民税課長 内田資産税課長 座間南市税事務所長 佐藤会計課長 石井選挙管理委員会事務局長 柳川同局次長 堤監査委員事務局長 志藤同局次長	
事務局職員		近藤議事調査課長 松浦同課議事班主査 小山同課調査班主査	

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 8 8 号 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 9 9 号 平成 1 7 年度相模原市一般会計補正予算（第 3 号・所管部分） 議案第 8 1 号 平成 1 6 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分） 委員会行政視察について
傍 聴 者	あり
署 名	委員長

午前 9 時 3 0 分 開会

○沼倉委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は 9 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

日程に入る前に申し上げる。発言する際は、マイクのスイッチを入れ、
できる限りマイクに近づいて発言いただくよう願います。



議案第 8 8 号 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例について

○沼倉委員長 議案第 8 8 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったら願います。

○馬場総務部長 議案第 8 8 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、
特に補足することはない。

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 2 点伺う。

一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正するという事で、
理事者側からいろいろ説明を受けたが、まず一つが、一般職ということだが、
臨時的任用職員、パートまたはプロパー、こういう人には適用はどう
いうふうに考えているのか。

もう 1 点は、説明してもらった中で、小学校 3 年生までという話があったが、
それにした理由について、まず伺う。

○石川職員課長 まず、この条例の適用範囲の質問だが、一般職の職員
の勤務条件条例ということで、基本的には常勤の一般職が対象になる。
それと、プロパーというのは、いわゆる外郭団体の方たちだと思うが、そ

それぞれの就業規則の中で取り扱われるというふうに理解している。とはいっても、外郭団体は、本市の条例等がある程度遵守しながら勤務条件等を定めているので、それぞれの団体において検討されるというふうに理解している。

それから、非常勤については、子の看護休暇の部分で、民間の育児・介護休業法が本年4月から施行されて、ある一定の条件、例えば週3日以上、かつ6カ月以上勤務する方等の場合には、子の看護休暇の対象になるというふうに制度改正されたので、人によっては、該当する方が出てくる可能性があるということである。

それから、3年生の話だが、子の看護休暇は、子の傷病等の世話のために取得できるものである。一般的に、小学校3年までの間は、負傷とか傷病の頻度が高いというふうに学校の統計等も出ている。それから、もう一方で、児童手当の支給要件あるいは放課後児童健全育成事業等についても、一般的には、小学校3年が一つの対象という基準になっている。そういうことから、県内でも既に神奈川県とか横浜、川崎など6市、合計で7自治体になるが、この制度改正を行っている。それらの案件も、すべて小学校3年を一つの基準としている。このようなことを踏まえて、子の看護、病気あるいは傷病で世話をするという観点からすると、小学校3年が、現時点では一つの目安というか、基準になるものということで、今回、条例改正案を提案した。

○阿部委員 今回の条例改正に当たって、制度の方はわかるが、制度だけではなくて、心の部分というか、文章の中にあらわれてこない趣旨とか意義、目的というものもあると思うが、さきの6月議会の一般質問で、子育てに当たっては、父親の積極的な参加が、家庭の中でも、子供にとっても大事だという話をしたが、そういうような部分で、今回の条例改正に当たって、市として考えがあったらお聞かせ願いたい。

○石川職員課長 今回の条例改正の趣旨というか、そういう点だと思うが、国において、次世代育成支援対策推進法という、子育てを推進していこうという法律が、平成15年度に制定された。その法律の中では、市も当然入るが、地方公共団体には、事業主として、行動計画の策定が義務

づけられている。このため、本市では、平成16年度1年間使って、相模原市特定事業主行動計画の策定を行ってきた。本年17年4月から、その行動計画に基づいて、いろいろな対応を図っているという状況である。今回の条例改正は、この行動計画の中に、幾つかの施策というか、取り組むべき事項が掲げられており、それらの一部だが、具現化していこうということである。趣旨的には、男性職員にあっては、今まで女性に任せるようなことが多かった育児というものに参画しようと。それから、女性にあっては、仕事と家庭の両立というものが非常に難しい部分もあったと思うが、男性の協力を得て、それを両立させていこうと。あわせて、次世代の育成支援を推進していこうというのが、この条例改正の趣旨である。

○阿部委員 お父さんの方も、女性に任せていたわけではなくて、任せざるを得なかったような状況があって、本当は子育てしたいし、取り組みたいが、なかなかできないような状況もあったと思う。そういう点も含めて、男性職員が育児参加するということに、妻の出産時に特別休暇をとれるということで、現在でも、出産する際には休みをとれるという制度があると思うが、その制度との兼ね合いとか、奥さんが出産するときの休暇の取得状況がどういう状況にあるのかということを知りたい。

○石川職員課長 現在の制度との兼ね合いだが、今、阿部委員が言ったように、現在でも、妻が出産する場合には、男性職員は3日の範囲内で特別休暇をとることができる。その取得状況だが、16年度の状況で言うと、82名が取得している。3日という話をしたが、平均取得日数が2.68日と、私どもの特別休暇の中では割合と定着しているというか、活用されている制度だというふうに認識している。

それで、この制度と今回の特別休暇の兼ね合いだが、今ある3日の制度については、妻の出産時にかかわるもので、入退院の付き添い等がメインになってくる。それに対して、今回お願いしている制度改正は、子の養育というか、育児に主眼を置くものである。妻の産前産後の期間に生まれてくる子供——生まれてくる子供は、当然、産後の部分だけしか育児、養育にはかかわれないので、産後が対象になるが、第一子、第二子等が既にいれば、その子に対して、次の子供が生まれてくる前の産前あるいは産後の

ことも、育児という視点で取得できるというふうに考えているので、今までの3日の特別休暇とは、その辺ですみ分けをしていきたいというふうに考えている。

○阿部委員 わかった。この制度、少子化の現状からも、とても重要なものだと思うし、一步踏み込んだものだと思うが、最初の方の質問で、国の次世代育成支援対策推進法に基づいて行動計画をつくっている一環という形で、このような制度が出てきたという話だったが、市長は、いろいろなところで子供は財産^{たから}だという話をしているわけだから、そういうような気持ちを市の方も前面に打ち出していったほしいというふうに要望する。

私の経験だが、民間企業にいるときに、子供が生まれるとき、確かに休暇をとったが、制度としてとれるので申請は出せるが、やはり、非常にとりにくいような雰囲気の仕事を抱えているとあたりして、なかなか、とりたいたきにとれるという雰囲気ができていない部分もあった。相模原市では、むしろ、とって当たり前というか、仕事もちろん大事だが、一番大切なものは子育てだというところを、上司とか周りの環境とかが、申請したくてもできないとか、休んで子育てしたいができないということが絶対にないように、みんなでこういうような制度の定着とか、浸透とか、活用して実効性のあるものにしていてもらいたいと思うので、要望する。

○大上委員 今まで何点か重複している質問があるので割愛するが、る話が出ているように、次世代育成支援の観点ということで、やはり、男女雇用機会均等という意味も含めてあるのかなという部分で感じているが、今、阿部委員が言ったようなことで、今後の職場での周知についての徹底は、上司の部分とか職場の関係の中で必要だろうと思うが、この辺のことについてはどのように考えているか。

○石川職員課長 今言われたように、今後、計画はつくっても、実際、運用していくということが本当に大事だというふうに我々も認識している。それで、特定事業主行動計画の一番最初の方に、まず、やらなければいけないこと、これは子育てに関する制度の周知と意識啓発というものを位置

づけている。具体的には何をやるかということだが、今、準備を進めているが、庁内LANを使って、まず、妊娠したときに、職員は、どういう制度があるのか、あるいは上司は、どういう制度がその職員に適用になるのか、どういう指導をしていったらいいのかというようなものを、妊娠の段階から出産、子育てというところに至るまで、クリックしながらわかるように周知をしていこうということを、今、作業としてはやっている。それ以外に、管理監督者の認識というのが非常に大事だと思う。職員がとりやすい環境づくり、あるいは職場の協力、こういうものが非常に大事だと思うので、いろいろな場面を通じて、管理監督者研修等も行っていきたい。さらには、実際、各課あるいは各部の庶務担当の職員が事務をとっている、その職員が実務的には一番周知していなければならないということもあるので、庶務担当職員にも研修をやって周知をしていきたいというような、幾つかの取り組みを考えている。

○大上委員 今答えにもあったように、ただ休暇をとることだけではなくて、やはり男性の側としても、どういうふうにしたらいいのかということもわからないで休んでもしょうがないと思うが、育児についての研修についてと、あと、こういうことは非常に率先してとるということではよいことだと思うが、やはり、全体の中で1人の見本をつくって模範とすることではなくて、今言われたように、より多くの方がとりやすい状況というか、実施できる状況になることが必要だと思うが、この辺のことについて考えをお聞かせ願う。

○石川職員課長 言われたように、研修というか、認識を高めるということが非常に大事だというふうに理解している。先ほど言ったとおり、そのために、いろいろな啓発を事業として組み立てていこうというふうに考えているので、職員あるいは管理監督者への周知は、そういう場面を通じて、今後も積極的にやっていきたい。それと、この行動計画は、進行管理をやろうということで今考えている。だから、取得率がどのくらいになるのか、あるいは、実際そういう事例があっても取得していないというようなところには、我々サイドから管理監督者に指導等もしていきたいというふうに考えている。

それから、1人の模範だけではなくて、全体で、大勢でという話だった。私どもも、全くそのとおりだと考えている。したがって、先ほど来言っているとおり、職場を挙げて、子育て支援に取り組んでいこうという雰囲気づくりとか環境づくりを、いろいろな面でやっていきたいというふうに考えている。

○菅野委員 今までの話の中で大体わかったが、正規職員でなくても人によっては取得できるという、どういう人を具体的に想定しているのか。

○石川職員課長 先ほどちょっと説明したが、実際の場面では、本市の例でいくと、恐らく、臨時的任用職員の方が6カ月を限度に任用できる。これは勤務時間が正規職員と同じである。場合によっては、さらに1回延長できる。それは6カ月の範囲内で延長できるという制度になっている。これは地方公務員法の流れの中での制度だが、そういう方は、6カ月以上、週3日以上勤務というところで該当してくるので、本市の例でいくと、臨時的任用職員が、この非常勤等の中では対象になってくるというふうに考えている。

○菅野委員 その臨時的任用職員というのは、相模原の中では今何人ぐらいいるのか。

○石川職員課長 昨年度の実績だが、臨時的任用職員は、延べで2万5,548人の方が1年間任用されている。

○菅野委員 それは男性ばかりか。

○石川職員課長 男女の分けは、特に今、資料としては持っていないが、一般的には、例えば保育士であったり、割合的には女性の方が多いと思う。

○菅野委員 これは男性職員が対象か。

○石川職員課長 育児参加ということなので、男性職員が対象になってくる。

○菅野委員 そうすると、臨時的任用職員の中で、延べ2万幾つといっても、男性職員は、そうたくさんはいないということになるか。

○石川職員課長 そのように考えている。

○菅野委員 相模原の職員の状況で、この制度をどの程度活用する人

たちがいるかという想定はどうしているか。

○石川職員課長 まだ全くの想定だが、実は、今の制度は、小学校へ上がる前、子の看護休暇という制度を導入している。5日間の範囲内で、子供が傷病とか、けがをした場合に看護するということだが、昨年度、162人の職員が取得している。この休暇の特色としては、女性が91人、男性が71人ということで、男性が44%とっている。平均日数も2.91日と約3日になるか——それだけとっており、配偶者の出産と同様に、かなり浸透している休暇だというふうに認識している。この流れでいくと、子の看護の延長上にあるので、該当する職員は、かなり取得するのではないかと。今まで年休でとっていた部分を、こちらの特別休暇でとるのではないかとということを想定している。

○菅野委員 今までの話の中にもあったが、一番の問題は、上司の人たち、特にこちらに出席している皆さんは、とてもとてもそんなことを考えられないで仕事をしてきた人たちが圧倒的に多いと私は思う。というのは、私ごとだが、2人目の孫が生まれて、私もおばあちゃんだから、本当はうちでずっと見てやらなければいけなかったが、選挙と議会といろいろなことで、とてもそんなことをしていられないというので、今、いろいろないい制度があって、ヘルパーの制度などもあったりして、なかなかそのところを、全体で子育てするという社会の状況は随分できてきたが、それでも、やはり、なかなか男性がそのところをとるということについて——今、若い人たちは、結構その辺は割り切って子育てをしているというのは、流れとしてある。だけど、なかなかそのところを理解してくれないのは——やはり、若い人は、夫婦でそういう話をしている。その辺のところの一つはつくられていくということが大切だろうと私は思う。

もう一つは、今、公務員に対する社会の状況は、割と冷たい風が吹いている部分もあるが、この制度をどう——これはここの問題ではないが、民間にその辺を徹底していくというところを含めてやっていくということになれば、公務員とか、そういうところだけが優遇されるみたいなことではまずいのではないかと思うので、その辺も含めて、そういうことをやってほしいということを切に要望しておきたいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 88 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立総員。

よって、議案第 88 号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第 99 号 平成 17 年度相模原市一般会計補正予算（第 3 号・
所管部分）

○沼倉委員長 議案第 99 号平成 17 年度相模原市一般会計補正予算
の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔大貫財務部長、宮崎企画部長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 合併の準備経費として、6 月補正に引き続き、情報システム改修経費が計上されているが、合併の情報システム改修は大まかに、ホストの改修部分と、個別システムの改修部分と、データの移行部分に分けられているというふうに承知しているが、現状のところ、それから今後、見通しを伺いたい。

その中の一つのくくりとして、補正予算書の 29 ページに職員総合情報システム経費というのがあるが、これはどのような位置づけになるのかというのを一例で教えてほしい。

○村上情報システム課長 今回の合併に関するシステム統合の現状と見通しだが、この 5 月で、基幹システムの経費について補正予算をいただ

き、委託の実行とか仕様の決定、そういったものを進めてきたところである。現状だが、おおむねハード的な整備、例えばホストコンピュータのディスク装置の設置とか、それから、今、町の庁舎の方へ光ファイバーの設置を進めて、これは実施中のところだが、そういったものを進めているという状況である。

あと、システム改修とデータ移行に関しては、おおむね設計書の整備を終わって、現在、プログラムの修正の着手をしているところである。現在のところ、おおむね計画どおり、順調に進んでいるというふうに理解しており、今後の見通しだが、一応、計画どおり進んでいるということなので、このまま進めていきたいというふうに考えているが、今までは設計書の整備ということで、これから本格的な修正をする部分に入ってくるので、これからが当初のスケジュールとかなり違いが出てきたりする可能性が高い部分だというふうに思っているので、これからより一層、進行管理という部分に注意をして、進めていきたいというふうに考えている。

○石川職員課長 続いて、具体的に、職員総合情報システムの経費のことである。相模原市の場合、職員の人事あるいは給与あるいは研修とか定数、それから健康管理、そういうことを総合的に、この職員総合情報システムで管理している。今回、補正をお願いするのは、合併に当たって、現行のシステムでは対応できない部分が生じてきてしまったということで、主に3点の内容というか、システムを修正したいということである。

1点目が旅費に関する事で、現在、市内を37区分に分けて、旅費の定額表をつくっている。それで、A地点からB地点へ行くには旅費が幾らかかる、あるいはA地点から県庁に出張すると幾らになるというのを電算処理している。当然、合併だから、市域が広がる。その37が、おおむね100程度になってくるだろうということで、その旅費に関するシステム改修である。

2点目は、来年の3月の職員の給与のことだが、3月19日までは町で支給する。それから、合併日の3月20日以降は、新相模原市で、給与と一部の手当、管理職手当とか調整手当、これを日割りで計算しなければいけないということになって、非常に煩雑あるいは厄介な話になってくる。

そのシステムの改修である。

3 点目として、現在、町に国保診療所というのがある。そこには診療所医師が勤務しており、診療所に勤務している医師の医療職給料表というものをつくらなければならない。医療職給料表をつくと、さまざまなサブシステムに影響を及ぼしてくるので、そのシステム改修をやる。

以上の3 点を中心にやっていきたいということである。

○阿部委員 わかった。全体的な話では計画どおりということなので、引き続き、3 月2 0 日に絶対問題ないようにしてほしいと要望する。

職員総合情報システムだが、旅費の定額表の改修が入っているという話だが、こういう改修が合併で市域が広がるたびに起こるということだと、城山町とか藤野町との合併を協議しているわけだから、今後また同じようなことをやるのか。それから、3 月の給与が日割りになってしまうということで、システム改修で対応するということだが、この話も、合併の期日が2 0 日とかになると、またこういうことが、これだけではなくて、多分、発生していると思うが、そういうところがどのくらいコストがかかってと、ここに出ているが、全体的にコストがどれだけ大きくなるのかというのを、また、合併の期日とかを決めるときに発生するのかということを聞かせてほしい。

○石川職員課長 今後、藤野町等の合併があった場合にどうなるのかという質問だと思うが、今回のシステム改修は、基幹的なシステムの改修というふうに私どもはとらえている。先ほどの旅費の例でいくと、3 7 が1 0 0 ぐらいになる。問題はシステム上の話で、2 けたが3 けたになる話で、それで、3 けたになれば、これが9 9 9 まで、ある程度対応できるということなので、今現在私どもが考えているのは、今回の修正を行えば、今後、他の自治体との合併があったとしても、多少部分的な手直しというものが必要だと思うが、大きな改修は必要ないというふうに理解している。

○阿部委員 わかった。合併の協議もないような状況だったら、また話は違うのかもしれないが、ここのシステムだけではなくて、合併の協議もしているわけだから、そういうところに、手戻りとか、もう一回同じような改修が入るとか、そういうむだが発生しないように、ホストの

方も、個別システムの方も、それから、データ移行作業に関しても、ノウハウを積んで、同じような作業をするときに、また同じだけの金額がかかってしまうようなことがないように、工夫して、準備しながら進めてほしいと思うので、そのように要望する。

○山岸委員 補正予算に関連して1、2点伺う。合併準備経費に対する国、県の財政措置についてだが、3月20日に合併するということで、準備のための経費が、5月臨時議会に続き、9月補正にも計上され、さらに12月にも準備経費が補正予算として計上されるということを伺っているが、これらの準備経費を累積すると、規模的にも相当の額になると思う。そこで、合併準備に伴う経費の軽減を図る意味からも、国、県からの支援をかなり受けないといけないのではないかと考えるが、財政支援措置の見通しについて伺いたいのと、一部事務組合の問題、相模湖町から退職金共済組合への不足分とか、いわゆる負の財産に対する財政支援というか、そういったものをどうとらえて、どの時点で財政支援をしてもらうのか。小出しに修正してどんどんやっているのと、累積したら莫大な金額になったという結果があらわれるのではないかと思うが、そういったところの、いわゆる合併経費なら経費の累積管理をきちっとしておいて、支援費措置で要求していくとか、要請していくとか、きちっとした裏づけの中で、要望すべきものは要望する。本当に財政負担が少なければ少ないほどいいわけだから、そういうことを含めて、今後の支援措置の見通し、それから、どういう手順で進めていこうとしているのか、考えを伺う。

○片野広域行政推進課長 合併の準備に対する財政支援の措置だが、国においては、合併前に要する電算システムの統合等の経費を対象として、特別交付税による支援がある。それから、県からは、1市2町の合併に係る県の支援方針というものが定められて、この中で、新市の一体性の確保とか、行財政運営の安定化といったものに資する支援として、1市2町の合併前後の臨時的に発生する財政需要に対して、市町村合併特例交付金ということでの支援が行われることとされている。

○山岸委員 そうすると、特例交付金で措置されるということで、かなり合併にかかわる準備、そしてまた、当然、清算をしなければいけない

ような部分についても、交付金等で見てもらえるというふうに理解しているのか。

○片野広域行政推進課長 質問にあった、清算とか、そういった部分ということではなくて、先ほど言った1市2町で合併の準備に伴った電算システムとか、そういった部分で県からの助成があるということで理解している。

○山岸委員 そうすると、要するに、いわゆる負の財産となってくる部分については、助成措置は全く考えられないと。あるいは、これからの交渉にかかっているのか、いろいろあると思うが、その辺の見解はどうか。これからの交渉を通じて、なるべく財政負担を軽減するという努力はしてもらわなければ困ると思うが、国や県に対してどういう対応をするのか、その辺を伺っておきたい。

○田所広域行政担当部長 国、県からの合併に対する支援の関係だが、県からの支援については、特例交付金ということで、今、県の内部で検討してもらっている。現在まで、県の方にも、市長を初めとして、関係町長、助役等で、支援についてをお願いをしている。それから、国の方に関しては、せんだっての本会議の中でもあったが、合併市町村補助金という制度があって、こういったものに対して、相模原市の場合、経過措置団体となっているので、そういった経過措置団体に対しても対応してもらうように、市長、町長で国の関係機関にお願いしたところである。

それ以外の合併の準備にかかわる経費、これは先ほど課長から答えたとおり、国の制度としては、特別交付税で措置することとされており、これらについては、これから国の特別交付税がどのようなになるかということが明確になってくるので、そういう段階を待つような形になるのではないかというふうに考えている。

それから、今、委員の質問にあった退職手当組合等のいわゆる負の遺産というか、退職手当組合、特に問題になるのは、相模湖町の方がどうかというような厳しい状況がある。今聞いている中では、津久井町に関しては整理ができるのではないかというような情報は得ているが、相模湖町は非常に厳しいというようなことで聞いている。この措置について、県から直

接こういったものに対して支援をするというような状況には、現段階ではなっていないということである。これの取り扱いについては、現在もなお、相模湖町あるいは津久井町と退職手当組合と、いろいろ協議はしているということである。

○山岸委員 まだ不確定な要素もあったり、特別交付税で措置するもの、あるいは補助金でやるもの、まだこれからいろいろあるのだと思うが、3月20日が合併の期日だから、それに向けて、やはりなるべく負担の軽減を図るというような立場に立って、あらゆる手法を考え出してもらって、やはり負担が少なくて合併できることが一番望ましいわけだから、期間ももう余りないが、ひとつ最大限の努力をしてほしいということを要望しておく。

もう1点、法人市民税が6,640万円という増額補正ということだが、景気の動向も幾らか上向いてきたとか、企業収益が上がった結果だとか、いろいろ理由があると思うが、市内企業としての全般的なこの動向を含めて、内容を聞かせてもらいたい。

○新井市民税課長 法人市民税の6,640万円の増額だが、法人市民税については、現在のところ、本年3月を決算期とする上場企業のうち、本市の主力業種である製造業を中心に、法人税が順調に伸びている。

また、景気動向についても、政府の月例経済報告あるいは短期経済観測調査などによると、景気は、踊り場を脱却して、緩やかな回復をしているという状況になっている。こんなことから、現段階における市内の企業業績の状況あるいは景気動向等を総合的に勘案した中で、今回の増額の補正をしたものである。

○大上委員 今るる質問が出ているが、合併準備費として、人事、財政、情報システム、それぞれ計上されているが、基幹システムでは7,000万円ということで出ているが、これはすべて委託でやっているということで、もう1回確認の意味で聞きたい。

○村上情報システム課長 今回、補正予算として上げている経費の中で、合併準備費の基幹システム経費という部分については、ホストコンピューターに関するシステム改修ということで、この中には、委託料と、あ

と、ネットワーク機器とか、備品購入費とか、設置の関係とか、そういった費用も含まれているので、この中はすべて委託ということではないが、そのほかの職員情報システム等、各個別システムの経費については、すべてシステム改修の委託料というふうに考えている。

○大上委員 それは前からの契約というか、ここで新たにということか。要するに、ホストコンピューターの部分で、そっちの方の所有権のあるところしか委託できないとか、そういう部分の歯どめとかはあるのか。

○村上情報システム課長 ホストコンピューターに関する基幹システムに関しては、既にメーカーが決まっているので、そちらの方に随意契約という形になろうかと思う。それから、その他のシステムについても、それぞれのメーカーはまた違うが、それぞれのシステムを持っている部分を修正するということなので、それぞれ随意契約という形になろうかというふうに思う。

○大上委員 今まで、節約という部分で、るる話が出ていると思うが、コンピューター関係で、細かな、本体に触れる部分はどうかと思うが、もし本市の職員の中でプログラマーとか専門職の方がいれば対応できる部分というのは、この中ではあるのか。

○村上情報システム課長 本市の職員でプログラムができる職員というのは、今回上げた経費の中で見ると、ホストコンピューターを動かすためのプログラムをつくる、そういったプログラムができる職員はいるが、今回については、規模的にかなり大きいということがあるので、みずからやる部分もあるが、今回の経費については、委託ということである。

それから、その他の職員情報システムほか各個別システムについては、これは全く仕組みの違う、サーバーとパソコンで動いている仕組みで、これをプログラムできる職員は本市にはいないということで、委託ということになろうかと思う。

○菅野委員 今いろいろ話があったが、合併準備費としては、今回、コンピューターとの関係だということだが、こういう形で出てくる費用は、これで大体終わりか。

○萩原財務課長 合併準備経費については、直接的な経費に関しては、

今後12月補正で、コンピューターの個別システム、ホストコンピューター関係の機器類、端末、パソコン等、まだ十分な精査はされていないが、おおむね2億前後、また、補正をさせてもらう必要があるのではないかと、というふうに関係課からは聞いている。

また、看板等のかけかえとか、あるいは議場の改修という話も出ているし、そういうものについては、個々に細かい数値は担当から上がってきていないが、年度全体の財政を考える上では、名目的に5億前後ぐらいはかかるのではないかと、今、想定している状況である。

○菅野委員 特別交付税、これはどういうものが出るのか。

○内田企画部参事 合併関係の特別交付税の対象になっているのは、合併準備にかかる電算システム等の経費ということになっているので、そういった調査が、国の方から、これから来ると思う。これぐらいかかるというのを報告した上で、国の方で、特別交付税、全国的な状況も見ながら、12月、そして3月に交付されると、このような仕組みになっている。

○菅野委員 それは、相模原市としては、想定してどのぐらい出るといふふうに考えているのか。

○萩原財務課長 本年度の準備経費にかかわる特別交付税については、理論的には、今話したように、コンピューター等の準備経費が2分の1算入されるという形にはなっているが、一方、本年度当初予算で、一般分、通常分の特別交付税は、4億円予算計上している。それに上乗せになるかという関係だと思うが、本年度、総務省の総務部局長会議の中で、平成17年度の特別交付税については、市町村合併にかかわる財政需要が昨年度の2倍ぐらいになる。そういう中では、合併関係の経費が特別交付税の全国総額の2割を超える。このような状況の中では、合併や災害などの事情がない自治体については、前年度と比較して、大幅な減となる見込みであるという談話が出されている。そういう中では、理論的には2分の1算入となっているが、最終的に、本市に特別交付税がいかほど交付されるかというのは、見通しとしては、非常に不透明な状況にあるというのが現状である。

○菅野委員 そういう状況なども聞いているわけだが、理論的に交付

税でという話というのは、今までの中でも何回も聞いているわけだが、現実的な話としては、そんなに甘いものではないのではないかなと思うが、そこはどういうふうに見ているのか。

○萩原財務課長 本年度の特別交付税については、そういう状況である。

○菅野委員 なかなか答えにくいと思うが、こういうことについて、当初、合併をするかしないかという協議でいろいろ進んできて、準備経費だの何だのでどの程度かかるかということは、それなりに想定してきただろうし、それは特別交付税でも出るだろうという想定もしてきたと思うが、それは、なかなかそう簡単にはいかない。このことについて、やはり市民にきちっと知らせていかないと、現実には、実際に吸収合併だから、恐らく、相模原市の財政からどんどんお金が出ていくことになるわけだから、市民はそれを全く知らないで、あれよあれよと言っていたら、こんなに準備経費がかかったのかということにもなりかねないから、いい悪いは別として、それは議論のあるところだが、しかし、理論上の問題だけではなくて、市民にきちっと知らせていくということをどこまでしているのかというところを私は聞きたい。

○田所広域行政担当部長 今までの合併についての説明会等々の中では、準備経費がこれだけのものがこれだけかかる、あるいはコンピューターシステムについて、これだけの費用がかかるということでの詳細な説明は、まだ、その段階では、なかなかできないような状況があった。ただ、準備ということについて、いろいろな国の制度上の扱い等があるということで説明をした地域もあるように記憶しているところである。なお、今後の経費等々の取り扱いだが、ここで9月補正でお願いし、また、今後12月補正でもお願いしていくことになるわけだが、そういった経費等の取り扱いについて、その状況に応じてというか、その内容によって、相模原市の負担する部分、それから、各町で一部については負担してもらう部分というものが出てくるのではないかなということが想定される。これらについて、今後どういうふうな形で市民にお知らせしていくことができるのかということについては、少し検討したいというふうに考えている。

○菅野委員 これ以上言わないが、そこのところが一番、合併をするに当たって、具体的になってきたときに明らかになる。それが本当に市民にとって理解されるものなのかどうか。もうここまで来たのだから理解するしかないではないかという押しつけになるようなことでは、やはり、まずいのではないか。私はそこのところを常に言っていたわけだが、そういう意味で、今の段階で明らかになるものはすべて明らかにして、市民にきちっと知らせるというところが必要だということを、私はこの場で言っておきたいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって、一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 99 号平成 17 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第 99 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 45 分 開議

○沼倉委員長 再開する。

◇○◇

議案第 81 号 平成 16 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分）

○沼倉委員長 議案第 81 号平成 16 年度相模原市一般会計歳入歳出

決算の本委員会所管部分を議題とする。

お諮りする。審査の方法は、議事の都合上、本委員会所管の歳入は一括して説明を求めた後質疑を行うこととし、また、歳出については款別に適宜一括して説明を求めた後質疑を行いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

一般会計歳入の本委員会所管部分の審査に入る。

説明を求める。

〔大貫財務部長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 では、私から最初に質問するが、簡潔に質問するので、答弁の方も、できるだけ簡潔に願います。

歳入の部分を全体的に総論で、何点か最初に伺う。

昨年の9月決算の本会議において、私は総括質疑で、収入率、収納率という言葉があると。監査意見書は、収入率という言葉で統一している。本年度出した、さがみの風の結果報告書は収納率を使っている。そして、本会議場の市長の答弁も、収納率という言葉を使っている。そこで、統一できていない、そのできない見解があるのか、また、地方自治法等で、収入率、収納率という定義があるのか、違いは何なのか、まず、その点を最初に伺う。

○赤間納税課長 収入率、収納率に関するお尋ねだが、市全体の歳入という面で見れば、収入ということでもいいのかなと私は認識しているが、市税については、納期内納付している方については収入というとらえ方でいいと思うが、滞納処分の前提として、督促状を発付後納付してもらった方については、私どもは収納ということにとらえており、厳密に言えば、市税については収入率と収納率というものはあるのだろうと思うが、全国的にというか、税に携わる部門については、税については収納率ということとくくって統計上の処理をしているのが現実で、その統一ができないのかという質問と、その定義については、私が今答弁した、歳入で見た面には収入、税で見た場合の収納という使い分けがいいのかどうか、ちょっと

今、私、定義がこれでいいという答えができないのが事実である。いずれにしても、多分、私の考えていることで、各市の税担当の部署については、収納率というのを使っていると思う。例えば、監査で指摘してもらうときに、市の歳入全般をとらえたときの言葉としては、収入率というのを使っているのではないかというのが私の見解である。

○友成委員 議会という場で、私の見解と言われたら困る。だから冒頭言ったように、昨年の本会議場で、私が投げかけたわけである。1年かかっているのだから、私は、役所とすれば、かなり内部でも議論したのかなと思って今回の質問をしたが、そういう見解なので、これ以上言わないが、私も大体、今、課長が言ったようなことかなということを思っているが、私なりに調べても、きちっとした定義みたいなものはない。どちらかというと、収入率を使った方がいいのかなという考えを私は持っているが、これはまた内部で検討しておいてほしいと思うし、きちっとした使い方ができるのであれば、分けて使っても結構だと思うので、役所の発行する刊行物なので、ぜひその点については、検討のほどよろしくお願いします。

この決算に当たっては、我が会派でも総括質疑をしたが、16年度の予算編成方針、15年10月に市長が我々議会に公表して、これに基づいて予算査定がされて、予算が議会で議決されて、この決算の認定に当たっているわけである。だから、もともになるのが15年10月に出した予算編成方針だろうと思うので、このことにかかわって、まず2、3点伺うが、この基本方針の中で、15年度から新たな行財政システムを導入した。だけど、本格的に新たな行財政システムを導入したのは16年度からだと思う。その新たな行財政システムの評価について、この決算の上程に当たって、まず、どのように考えているか。

○高橋企画政策課長 平成16年度の予算編成方針における新たな行財政システムの決算を踏まえての評価というお尋ねだが、大幅な景気回復が見込めない、または扶助費の増加など義務的経費が増大してくるという、こういう財政状況を見た中で、依然として厳しい財政状況が続く中で、限られた財源を有効的に活用していくために、従来、主要事業計画、事務事業評価、組織定数、予算編成、それぞれの企画、総務、財務の中で行って

いたものを連携して、それぞれ事務事業評価の結果と主要事業計画を連動し、また、それは組織定数にも反映するし、最終的には予算にも反映していこうということで、効果的連携を図るために、15年度から、新たな行財政システムというものを導入した。既存事業をスクラップ・アンド・ビルド、こういうものを積極的に進めていこうと。そうした中で、各担当部局が創意工夫をした中で、時代の要請とか新しい市民ニーズに適合した事業へ、その財源を的確に配分していこうという考え方の中で努めてきた。

○友成委員 わかった。

では、もう1点、今のことにも関連するが、この予算編成方針の中で、各部予算の自主的、主体的裁量範囲の拡充を図っていくという文言があるが、この16年度決算に当たって、具体的な例を挙げても結構だし、この評価について、まず伺う。

○高橋企画政策課長 新たな行財政システムの導入によって、具体的な事業ということで、2、3述べさせてもらう。

主に、スクラップ・アンド・ビルドを実践した部分だが、まず、保健福祉部においては、従来、被保護世帯等の援護費という、いわゆる慰問金を行っていたが、この事業を見直して、新たに、生活保護の方を対象に、生活保護適正実施推進事業というものを、この見直しの中で、財源をそちらの新たな事業に充当してきた。それから、同じく保健福祉部だが、母子・父子家庭等の慰問金事業を廃止して、母子家庭等自立支援事業またはひとり親家庭生活支援事業を新たに展開し、見直した。また、経済部においては、さがみはら産業創造センター、S I Cの人件費の補助金を見直して、新たに、産学官における広域連携支援事業とかコミュニティビジネスの推進事業を展開した。また、都市部においては、有料自転車駐車場の管理運営にかかわる管理員の配置人数とか配置時間等の見直しを行い、経費削減をし、自転車駐車場の定期券の自動更新機を更新する。スクラップ・アンド・ビルドの中で見直しまたは廃止をした中で、優先的にその事業を推進した。こういう結果である。

○友成委員 総務部所管の審査をしている中で、総務部の事業というのは少ないから、きょうのここの総務部の中では今例が挙げられなかったが、

この予算編成方針、ぜひ、全職員の共用のものにしてほしいと思う。

もう1点、具体的な方針の中で、基本方針の柱の一つに、P D C A サイクルの構築、つまり、計画、実施、評価、改善のサイクルの構築を図っていくというのがあるが、この評価についても、具体的な例を1、2取り上げて回答願う。

○高橋企画政策課長 P D C A サイクルの構築のお尋ねだが、今、委員が言ったP D C A、プラン、ドゥ、チェック、アクションの略だが、計画、実施、評価、改善、その改善したものを、また新たな計画に反映していくという中で、あらゆる事業の見直しを進めて、常に時代に合った事業を推進していこうというものを16年度の予算編成方針の大きな柱の一つとして挙げたものである。この内容だが、具体的なこの手法に基づいたものとしては、事務事業評価の活用が挙げられると思う。この事務事業評価については、個々のすべての事業の妥当性、有効性、効率性などの視点から評価を行っており、15年度の実績で言うと、430の事業を対象に、それぞれの事業を評価した。その結果、事業の継続を進めていくのか、見直しをするのか、場合によっては廃止をするのか、というような評価を行ったところである。この評価結果を受けて、それぞれの事業課、事業部門が、16年度の予算を策定するに当たって、この結果に基づいて、存続、見直しを行って、予算編成に反映させたものである。具体的な事例については、先ほど言った慰問金とかが主なものである。この内容については、目的に対して有効で妥当かという視点から、見直しの結果後、振りかえを行ったと考えている。また、この事務事業評価の結果については、広く市民の方にもごらんいただくということで市のホームページにも公表しており、P D C A サイクルなり事務事業評価を行うことで、また、市民に公表することによって、職員みずからの意識改革にもつながるし、市民の皆様方に対する説明責任、行財政運営の透明性の向上にも寄与していると考えている。

○友成委員 今、課長が最後に、職員の意識改革という言葉をあえて言ったが、私も、そこが予算編成の基本方針をつくったときの一番の柱だろうと思うので、ぜひ、この決算審査に当たって、今後、また来年度の予

算編成に当たっては、職員の意識改革というものは非常に大切だろうと思うので、ぜひその点についての取り組みをお願いします。

もう1点、総論で伺うが、ピンクの表紙の相模原市の財政状況で、議会からも、一般会計ベースでの資料として1ページつくってほしいというお願いもしていたが、そのところで、一般会計ベースでの実質収支比率というのが出てこない。普通会計ベースだと最初のページの方に出てくるが、一般会計ベースで、この決算の実質収支比率は何%か。

○萩原財務課長 一般会計ベースでの実質収支比率については、5.1%となっている。

○友成委員 3から5%が望ましいというのは、普通は普通会計ベースでいうのだろう。だから、一般会計ベースは出てこないが、5.1%ということなので、いいのかなと思うが、次の経常収支比率の88.8%、これは80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるということが言われているが、前年度に比べて2.8ポイント増である。これも昨年の総括質疑でも、一応、私の方で質問したり指摘したが、結果的に、経常収支比率がなぜ88.8%、このような高い数値になったのか、どういうふうに受けとめているのか、まず、この点について伺う。

○萩原財務課長 経常収支比率については、今、委員からも話があったように、前年度より2.8ポイント上昇して88%となっているわけだが、2.8ポイント上昇した要因については、小中学校の大規模改修並びに扶助費の増がその主な内容だが、今、委員が言ったように、経常収支比率が80%を大きく超える数値になった要因、経過については——ちなみに、平成15年度の全国平均で言うと87.4%、平成16年度の県下の政令市を除く17市平均では88.6%という状況で、どの自治体も、経常収支比率の増加に関しては、非常に苦慮しているというのが実感だと思う。本市も平成9年度から80%のラインを超えて、それ以来、年々増加して、今日に至っている。このような状況になった要因だが、当然、市税の伸びが非常に鈍いという歳入の問題、人件費がそれまで増加してきたという経緯もあるが、ここまで悪くなった大きな要因としては、扶助費と繰出金の特に国民健康保険事業特別会計に関して2倍になっている。そうい

う部分が、統計的には数値が悪くなっている影響ではないかと現在は推測しているが、いずれにしても、抜本的な解決策というものは、なかなか見出すのが難しい内容でもある。ただ、この経常収支比率というのは大切にしなければいけない目安と思っているし、今後とも、人件費、物件費、公債費など、十分抑制などに努めながら、少しでも改善を図っていく努力は必要だと考えている。

○友成委員 今、課長の答弁の中で、市税とか繰出金の話があったので、それはまた、後ほど質問する。総論的には以上なので、これから具体的に歳入部分について伺う。

まず、市税について伺うが、その一つ目、収入未済額で伺う。一般会計の市税収入の未済額は46億円、一般会計の収入の未済額52億円、そして、特別会計、一般会計合わせた収入未済額は、監査意見書に載っているように、130億円を超えている。ちなみに、来年3月20日合併する津久井町の一般会計と特別会計を合わせた予算総額は139億円である。相模原市の滞納部分を含めた収入未済額とほぼ匹敵する。相模湖町の一般会計と特別会計を合わせた予算は55億円。相模原市の一般会計の収入未済額の52億円にほぼ匹敵するぐらい。これ、滞納部分があるから、現年の部分でいけば全然違うが、それは頭に入れておいてほしいと思う。

そこで、先般、神奈川新聞で大きく出た横浜の市税収入率向上に向けての搜索の問題、法律に基づいて、横浜市が入った。まず、この新聞の記事を読んで、個々の課ごとに答えられたら長くなるので、だれかまとめて、次長なり、専任参事なり、調整参事、部長でも結構だが、どう受けとめるか。

○関口財務部専任参事 横浜市の強制搜索だが、これは国税徴収法に規定された権限で、善良な納税者との公平性を確保する観点から、今後、実施に向けて検討しなければならない一つの方法だと思っている。しかしながら、現在の市の職員が、徴税吏員だが、在職年数が4年という非常に短い状況があって、こうしたところまで踏み込めないというのが実情である。

○友成委員 最初に、先ほど言った収入未済額の現年度課税分、これ

は評価しておくので、市税の現年度分でいけば、１３億９，１６６万円である。だけど、滞納繰越分でいけば、これは３２億円になってしまうわけである。だから、現年度分でいけば、市の職員は物すごく努力しているわけである。その点は評価する。

こういう新聞が出ると、やはり市民は、相模原市の収入率も横浜市並みではないかというふうにとられるので、実際、本当はうちの方が５％以上高いわけである。全国レベルでいっても、相模原市の現年度収入率は高い。これは私が今言った。だけど、市の職員がやはりこういうことをしていれば、これは東京都がやって、研修をして横浜市が入ったわけである。相模原市も同じ神奈川県内、政令市だが、やはり、横浜に行って研修ぐらいして、ノウハウを身につけるぐらいのことはあってもいいのではないかと思うが、こういったことに対する研修についてはどうか。

○赤間納税課長 神奈川新聞８月２７日だと思うが、出ていた。今、研修にという話で、先ほど委員からも話があったように、一昨年、議会の方で職員の意識改革がどうだという質問があって、その後、私どもも、従前にも増して、国税ＯＢである徴収指導員から研修、指導、助言を受けながら、職場内の研修も充実してきた。今年度についても、研修室の配慮で、自治大へ職員を２カ月間派遣して、勉強させている。それから、相模原県税事務所とも合同で、滞納整理の進め方とか搜索等についても研究していこうということで、事案があれば私どもが参加させてほしいという要請をしている。東京都、横浜市等、先行して滞納整理事務が充実しているところに職員の派遣をということだが、できるならば、そういうことも検討していきたいと思って、先ほど次長が言ったように、あとは、いかに職員の意識改革というか、資質を上げるかということで、大体、職員の異動サイクルは４年だが、できるならば、ある程度の職員は、県とか政令市等を見ると、大体、経験年数が１０年ほどということがあって、その辺の中堅どころの職員は、やはりそういう養成をしていきたいということも踏まえて、他市への派遣等も検討していきたいと思っている。

○友成委員 私もいろいろ聞いてみると、上に立つ人の姿勢によって、収入率がかなり違うらしい。そういう話を聞く。だから、上に立つ人の姿

勢というものがこれから非常に大切になると思うので、この研修について一課長でなく、本来なら部長が答えるべきだと思うが、部長、どうか。

○大貫財務部長 何回か答弁しているが、収納率、今98.5%ということでお褒めの言葉があったが、これは中核市の中では、全国2位の位置を占めている。一生懸命やってきた成果だが、これからもう一歩前に出すということが必要だろうというふうに、基本的には認識を持っている。もう一歩出すために何をするかということで、担当もいろいろ工夫をされており、神奈川新聞であったような搜索についても、実施できるものは実施していくということで、悪質な滞納者は許さないという方向もあるのだろう、実施していくことが必要だろうと思う。ただ、本市の条件として、この搜索権を実証するためには、職員の数等々の問題で、どうしても政令市が率先してやっているような状況にあるから、それらも踏まえながら、今後、積極的に、あらゆる方法を検討するわけだが、その中の一つとして、職員を派遣するなり、研修等を実施していきたいというふうに考えている。

○友成委員 わかった。

次、市税で、まず、今後の見通しについて伺うが、この委員会で一番言いたいことなので願いますが、個人市民税が、対前年度比で8億4,293万円の減である。逆に、法人市民税は、対前年度比で7億2,506万円の増である。個人市民税と法人市民税はそうになっている。個人市民税が今後どうなるかによって、相模原市政の明暗を分けるかもわからないので聞くが、私がいろいろ調べてみると、今55から60歳、いわゆる団塊の世代の年齢別は、大体1万人である。この人は、戦後のベビーブームだから、大体、仕事をしていると理解をする。その人は、ちゃんと個人市民税を納めていると仮定する。それで、これから個人市民税を払う中学、高卒、大卒を考えたときに、そこの年齢層は、大体7,000人から5,000人である。だから、これからは就労する年代が毎年3,000人から5,000人減る。中学、高校の人たちが、高校卒業、大学卒業して市内で働いてもらったとして、60ぐらいの団塊の世代の人と比較すると、それだけの差が落ちてくる。これは個人市民税がこれからどんどん減っていくと考えるが、この人口推計から、個人市民税をどのように受けとめてい

るか。

○新井市民税課長 個人市民税の今後の推計の見方だが、財政推計については、現在、１８年度、１９年度、２０年度の３年間の財政推計を行っているところである。この中で、１８年度あるいは１９年度については、税制改正等により、増収の見込みを立てている。２０年度だが、話にもあるように、やはり１８歳あるいは２２歳到達、それから、いわゆる団塊の世代の２２年生まれの方が１９年度から退職する。こういう状況が見られることを認識しており、２０年度についての財政推計の中では、いわゆる定年退職はふえるが、就労者は減る。そうすると、やはり給与所得者が減るという状況が生まれるという要因の中で、この年度については、減収見込みを立てている。また、いわゆる団塊の世代というのは、狭くいくと２２年生まれから２４年生まれということで聞いているので、２１年以降もこの傾向は続くと思われるので、そういったものを踏まえて推計をしていかなければならないと考えている。

○友成委員 私は、この問題は、もっとシビアに見た方がいいと思う。今、財政推計という言葉を使ったが、大体、財政推計というのは、背伸びした財政推計を今までずっと組んでいる。そうではないか、部長、どうか。大体、財政推計というのは、背伸びした予算を組んでいるのだろう。次長でもいいが、どうか。もっと財政推計をシビアに組まなければだめだと思うが、そういう答弁をすると、現実と全然違ってくと思う。その点どうか。だれでも結構である。

○宮崎企画部長 委員が言うように、今の総合計画をつくったときの財政推計は、やはり右肩上がりの景気とか経済の動向、そういった感覚が抜けきらないということで、今から振り返ると、確かに、どんどん上がっていく、歳入もふえていくという推計になっている。最近、財政推計をシビアにやっているが、委員が言うように、景気が回復してきている割には個人市民税が伸びていかないというそごが出てしまっている。それはなぜだろうと。今まで私どもに、右肩上がりという感が抜けきらない部分があったのだろうと。それは、やはり人口構成の問題、いわゆる構造的な問題で、これからそう伸びていかないのではないかという恐れを確かに持って

いる。だから、今後、個人市民税が税収に果たす役割は大きいわけだから、努力しても伸びないという部分はあるが、どういう対応をしていくかは考えなければいけないと思っている。

○友成委員 財政推計の話になると企画が答える。ということは、事業がありきで財政推計を組むから、どうしても背伸びした財政推計になるのだろうということを私は言いたかった。本来ならばもう少し、個人市民税は、今、シビアと答弁したが、もっとシビアにいけば、減、されるだろうという財政推計も一方で組んでいないとだめではないかということ、これ以上追いかけないが、言いたかった。だから、私は冒頭言ったように、このことについては、今後、相模原市の市政運営の明暗を分けるぐらいのことになるので、それは企業の誘致とか、いろいろなことがあって、これから高卒、大卒の人が相模原市で就職して、法人市民税、個人市民税もきちっと財源の確保になるような市政全般の運営、計画を立てていかないとだめではないかということ強く言うておく。

もう1点、事業所税について伺う。事業所税があるが、これは法律によって、人口30万人以上で、昭和50年だったか、法律ができて、相模原市も51年か、事業所税対象の市になって、15年度、法改正がされて、今度、16年度決算になったわけだが、議員の立場で考えると、事業所税の20数億円が毎年入るという財源確保については、いい話である。だけど一方で、この議会で議案として提出された企業誘致の産業促進条例、これでいくと、私が社長であれば、法人税も払って、事業所税も払うところへ進出するよりは、事業所税がないところへ進出しようかなという気になると思うが、事業所税のあり方について、まず、どのように考えているか。今度の条例を出している立場で、財政を担当する課として、どのように受けとめているか。

○関口財務部専任参事 先ほど友成委員から話があったように、都市の環境整備のために、この事業所税をやっている。そのために、例えば先ほど話があったように、促進条例をつくって企業誘致を図っていくということなので、そこの周辺は、当然、いろいろと整備をしなければならない状態も出てくるので、そうした状況に当てるということは必ず出てくるわ

けだが、しかし、今回の事業所税そのものは、床面積あるいは（「そんなものは知っている」と呼ぶ者あり）従業者割によるものなので、それらの人数とか面積によらないでやっていくということがいいのかなと私の方は思っている。

○友成委員 事業所税の目的なんて、私、全部知っている。もっと魅力ある相模原市にしていって、事業所税を取るという答弁に何でならないのか。だから、私、言っただろう。議員の立場だったら、この2十数億の事業所税が入るのはうれしい。だけど、私が社長だったら、事業所税も取られるのかと。これから来る津久井町と相模湖町の人に、どういう説明をしたかということである。事業所税については5年間の猶予があるが、津久井町と相模湖町の事業主、社長は、どういうふうにとめているのか。きちっと説明していかないと、これ、いろいろあるわけだろう。だから、相模原市をもっと魅力ある相模原にしていって、事業所税を取るという答弁に何でならないのか。ちょっと今の答弁は腑に落ちなかった。もう1回、再答弁をお願いします。

先に、助役が言っているから、合併のところでは、事業主に対してどのように説明しているか。

○片野広域行政推進課長 事業所税を含めた地方税の取り扱いについては、それぞれの町において説明会等も開催されて、そういった中で説明されているということと、あと、合併協議会だよりとかホームページ等において、地方税の取り扱いも含めて、身近なサービスとか負担については、それぞれ説明なり情報提供、お知らせをしている。それから、今後については、主に町になるが、広報紙等で、具体的な合併後のサービスあるいは負担の内容について情報提供等をするとともに、合併協議会としては、冊子、パンフレット等をつくって、それについて、また身近なサービス等を記載した中で、各世帯等に配布をして、地方税を含めた内容についてお知らせしていくというふうなことを考えているところである。

○友成委員 助役、答弁はなしか。

○山口助役 今の質疑の中であるように、事業所税は、昭和50年だったと思うが、創設された。当時の社会環境を言うと、地方から都会へと

というような時代で、経済も成長過程にあったということで、都市における財源の確保をどうするかというのが、大変緊急な課題だったと思う。そして、地方においては、国に向けて、そうした都市財源の確保をしてほしいという要請をしている状況があった。一方で、都市が飽和状態になり、都市から地方へという政策も、もう一つ打たれたと思っている。そして、話があったように、この事業所税は、ある意味では、俗称追い出し税というふうな言い方もされたところである。つまり、30万以上の大都市に立地すると、事業所税が固定資産税に上乗せして課税されるということだから、企業は、税のことを考えたときに、事業所税のない都市に立地しようという動きも、確かに経過の中ではあったと思う。近隣の状況で言うと、相模原市に立地するよりは、中津の工業団地の方が事業所税がないから有利だというようなことも、事実あったと思う。

そういう中で、既に委員から発言があるように、大都市においては、それなりに都市基盤整備が進んでいる。また、企業が立地、企業市民と言われるような従業員も含めて、立地環境が整っている。そういうところだから、やはり税も納めてもらおうということと、さらに、これは目的税ということになっているから、企業の立地あるいは企業に勤めている企業市民の皆様を含めて、その都市に住む都市環境を魅力的なものにしていく、環境を整えていくという意味合いがこの事業所税にはあるということで、指摘のとおりだと思う。

そういう中で、本市においても、都市づくり、都市基盤整備も含めて、一生懸命取り組んできているわけだが、今後に向けても、産業集積促進条例も制定し、さらに企業を誘致しようということだから、固定資産税の2分の1が減額される、しかし、事業所税は払うということがあるが、それを補って余りある魅力的な都市にしていくべきだと、その努力をこれから怠ってはいけない、そういうふうに思っているところである。

○友成委員 わかった。だけど、大変な投資的経費がかかるので、この費用対効果については、今後、十分検討してもらいたいと思う。

地方交付税で聞く。17年度の議会事務局が発行した調査時報によると、相模原市は地方交付税を4億円しか組んでいない。横須賀は105億組ん

でいる。これは交付団体、不交付団体の違いなのだろうと思うが、横須賀は105億組んだ、相模原は4億、同じ中核市でどういうふうに違うのか。どうして横須賀はこんなに105億も組めるのか。答えはわかっているが、あえて聞く。

○萩原財務課長 横須賀市は本年度100億円の予算を組まれて、ここで本年度の交付決定があって、横須賀は70億円ほどだと聞いている。横須賀市については、従前から県内において、普通交付税は突出して多いわけだが、正直言って、その辺について詳細な情報は持ち合わせていないが、横須賀は、港湾、病院、上水道、そういうものを有していることが、基準財政需要額の増額要素になっているのではないかということから交付税算定に大きな違いが出てきているのではないかと推測しているが、機会をとらえて、所管の県の市町村課に、その要因については聞いてみたいとは思っている。

○友成委員 港湾なり、病院なり、今、市立高校という答弁はなかったが、横須賀は市立高校を持っているから、多分そういうことで、予算を組むときに、この交付税が100億を越している。今、最後に、問い合わせということなので、私ども議員としてちょっと参考にしたいので、横須賀の個別の交付税について、資料を取り寄せたら、議員に配付できると約束できるか。

○萩原財務課長 交付税の算定に当たっては、かなり膨大な調査に基づいて、最終的には県市町村課を通じて交付決定が国から来るわけなので、どのような資料を取り寄せて分析できるかというのは、ちょっとこの場では答えられないが、県市町村課ともよく調整しながら、提供できるようなものがあったら、ぜひ提供したいと思う。

○友成委員 では、お願いします。

最後、県支出金について伺う。16年度、県支出金が35億4,885万、対前年比で、額で4億6,732万円の減、率で11.6%の減。この中で、項の県委託金の目の総務費県委託金の県税徴収取扱委託金というのが9億2,260万円ある。93ページ、この件で伺うが、県の委託金は、参議院選挙と委託金と県税徴収取扱基金の11億972万である。県

支出金の３５億のうち、委託金が約１１億もあるわけである。県の補助金というのは、これを引くと２４億しかない。このことを頭に入れておいて、今の県税徴収取扱委託金の９億２，０００万円が入っているが、では、相模原市民が県民税として幾ら払っているのかということは、この決算書から出てこない。どのくらい払っているというふうに市では試算しているか。

○赤間納税課長 県民税の徴収委託金９億２，２００万ほどもらっているが、御存じのように、県民税を合わせて市県民税で徴収している。その事務委託経費ということだが、その中身的には、納税通知書の発行枚数による分と、今、委員から質問があった県民税の払い込み額に応じた委託金がある。県民税の払い込み額は、１２６億７，５００万円である。

○友成委員 市政運営にかかわっては、県の補助金は、今私が言った２４億円の補助金しかない。それで、１２６億円、県民税として市民が払っている。毎年、市長は、県会議員、また県に対して、いろいろ要望しているが、この数値から見て、どのようにこれを受けとめるか。私の記憶でいくと、ここ数年、県支出金はだんだん少なくなっている。多分、市民が県税を払っているのは、百数十億の大体横ばいだろうと思うが、これ、どのように受けとめているか。

○関口財務部専任参事 調定額そのものの減が原因していると考えているが、そのものが減ることによって、県民税払い込み総額も減ってくるということだと思う。（「そういうこととは違う」と呼ぶ者あり）

○友成委員 ちょっと、きょう、参事、私と意見がかみ合わない、議論がかみ合わない、そういう質問ではないだろう。市は、市長は、県会議員を通したり、県に対して、市政運営に対していろいろ要望しているのだろう。県委託金が９億来ていて、市民は１２０億払っているわけである。この決算では、県の補助金は２４億しかない。それも年々だんだん減ってきているのではないかと。もっと市政運営にかかわって、どういうことを要望して、この数値をどう受けとめているのかと言っている。企画でもいい。

○高橋企画政策課長 今、友成委員から話があった。本来、市民は県民税を納めている。それに対して、県が直接行う事業は、県立高校または

小中学校の義務教育の負担、それから警察、これは相模原市も、当然、その部分ではもらっている。ただ、御案内のとおり、平成15年、中核市になり、その他の主な事務は、県と相模原市は、ある面では同等の事務を行っている。そういう中では、従来、一般市であった県の補助金、民生などで、いろいろな補助金があるが、その多くが、中核市になって、市の事務になった段階で見直し等がされた。この部分については、去年の決算でも、たしか17億8,000万円という部分が中核市になってできた、こういう経過もある。ただ、御案内のとおり、相模原市も財政が厳しい中で、県も厳しいわけだが、市民にとって、県に果たしてもらうべき役割という中で、毎年、財政援助要望という中では、県が施行する道路の整備、それから、県が所有している相模原市にある県有地に対する有効活用、その他、市民生活に密着した中で、県に対しての要望は強くしている。補助金についても、確保については、ぜひ進めていきたいと思っているし、特に、県が市町村に出す補助の中でも、中核市であるから減額等をしている制度もあって、こういうものについても、財政援助要望または事業課を通じて、県に強く申し入れている経過もあるので、この辺については、補助の確保、こういうものは、市としても進めていきたいと考えている。

○沼倉委員長 休憩する。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

○沼倉委員長 再開する。

○山岸委員 それでは、歳入で幾つか伺う。

先ほど、地方譲与税の関係について、78.6%、約11億の増で、これは三位一体改革の暫定措置ということで、所得譲与税が設けられたというような説明だったと思うが、もう少し詳しく聞かせてほしいということが一つと、それから、去年の決算の本委員会での説明で、三位一体改革において、国から地方に税源移譲される見込み額は、大体80億円と見積もりをしているというような試算が示されているわけだが、そのことについて、どういうふうに考えているか。それから、もう一つは、三位一体改革

の今後のスケジュールによっては、これも大きく変わってくると思うので、この点を先に伺う。

○萩原財務課長 所得譲与税をもう少し詳しくという話だが、所得譲与税については、平成15年度、16年度の三位一体改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化影響額について、本格的な税源移譲が実施されるまでの間、暫定措置として、平成16年度に創設されたものである。そして、税源移譲が実施されたものだが、ちなみに平成17年度については、税源移譲に伴う増収分を交付税改革による基準財政収入額へ100%算入されるという極めてテクニク的な話だが、平成15年度が75%という基準だったのが100%と、そういうこともあって、本年度は21億2,000万円ほど見込んでいる。そんなに違わない金額が交付されるのではないかと考えている。また、18年度まではこの制度が継続されると承知はしているが、委員も言ったように、三位一体改革の動向等がまだ非常に不透明な中では、今後の状況については、不確かとしか言えない状況である。

○山中財務部次長 三位一体改革における本市の移譲額は、80億ということで、昨年、こちらの方で答弁しているが、昨年の8月に地方6団体が、17、18年度の三位一体改革の補助金改革として3.2兆円を、あと、3兆円規模の税源移譲を行うということで、国庫補助負担金の改革案を出した。それを前提として、所得税から住民税への税源移譲を、市と県の割合を仮に1対1という前提で試算したもので、そうすると、約80億円程度というふうなことで、昨年、試算をした。

その後11月に、三位一体改革については、政府・与党による全体像が合意されて、それに基づいて、17年度は、所得譲与税で1兆1,000億の税源移譲を行うということで決まった。その際に、補助金の改革案によって、市が4で県が6という配分割合とされている。したがって、本市の税源移譲額の試算だが、そういった市と県の配分割合に基づいて、額の変動が想定されるというふうに考えている。いずれにしても、全体像は現時点で不透明な状況ということになるかと思う。

あと、三位一体改革の今後のスケジュールだが、昨年11月に合意された三位一体改革の全体像の中で先送りされた課題があって、国庫補助負担

金改革だと、例えば義務教育国庫負担金の問題とか、生活保護費負担金の問題といった、そういった課題が先送りされており、これについては、ここの秋までに結論を得るということになっている。そのほかに、3兆円規模の税源移譲は、昨年8割方、2.4兆円の税源移譲が決まったということで、まだ決まっていない残り6,000億円の税源移譲については、この7月に地方6団体が1億円の国庫補助金改革を国の方に示して、それをもとに、国の方では、今後、予算編成過程を通じて検討していくということになっている。あと、税源移譲については、平成18年度の税制改正において、所得税から個人住民税への税源移譲を実施するという事になっている。

○山岸委員 この件については、まだ進行中だから、この程度にする。

次に、実質収支比率、先ほどの質問にもあったが、本市は5.1%ということで、3から5%は堅実だと言われているわけだが、県下19市中、政令市2市を除いた17市の様子も含めて、他市との比較について伺っておきたい。

○萩原財務課長 実質収支比率だが、今、委員が言った平成16年度一般会計ベースで5.1%、普通会計ベースで5.0%となっている。他市との比較の場合は普通会計ベースの比較となるので、5.0%ということで聞いてもらいたい。まず、神奈川県下の政令市を除く17市平均では6.5%となっており、3から5%の範囲にあるのは本市を含めて3市、5%を超えている市が残り14市となっている。また、人口40万人以上の中核市17市平均をすると3.4%となっており、3から5%の範囲にあるのが本市を含めて6市、5%を超えている市は4市、3%未満の市が7市という状況である。ちなみに、平成15年度の全国市町村の平均は3.5%という状況である。

○山岸委員 これは評価も含めて、いい線いっているわけだが、次に、本市の実質収支の例年と比較しての評価、それから、プライマリーバランスについてはどのように考えているのか、この点伺っておきたい。

○萩原財務課長 実質収支の額だが、平成16年度は一般会計ベースで約50億だったわけだが、過去5年間で比較すると、平均額は51億4,

100万だが、当然、各年度ばらつきがある。実質収支額が低い年が平成13年度、約36億円、最も高い年度が平成15年度の62億円という状況となっている。また、プライマリーバランスの話だが、比較的新しい財政指標というふうに理解しているが、いわゆるプライマリーバランスについては、公債費を除いた歳出が市債以外の収入で賄われている状況を指している。平成16年度の決算においては、公債費を除いた歳出の合計が1,246億円であるのに対して、市債以外の歳入は1,348億円となっており、プライマリーバランスということでは、102億円の黒字状態となっている。なお、プライマリーバランスについては、さがみはら都市経営ビジョンアクションプランの市債の中でも位置づけており、今日、経済成長率が非常に低い経済状況下では、理論的には、各年度、新規の市債を発行する際には、その年度の公債費元金を上回らないように考慮する。ということが長期的な財政の健全性維持につながっていくという部分に、このプライマリーバランスの考え方が用いられているという状況である。

○山岸委員 現状をどういうふうに理解しているか。評価の点と、それから、これからのプライマリーバランスの指標としての生かし方、そういったものについての考え方をちょっと。

○萩原財務課長 プライマリーバランス、全国的な基準となるような数値は、正直言って、現在はない。今言ったように、プライマリーバランスの均衡が図られているというのは、いわゆる新規の市債が公債費に充てられるため、公債費残高が利払いに相当するだけ増大するというのがバランスがとれている状態、いわゆる新しく借りた利子は加算できるようにする。経済成長率が高ければ、その利払いは吸収されていくというところで、プライマリーバランスの均衡という言葉が使われるが、今も言ったように、国内の経済成長率が非常に低い状態では、ただ均衡がとれていればいいというのではなくて、市債の発行には十分注意してやっていくために、このプライマリーバランスを使うというのは必要ではないかと。そして、現在102億円の黒字状態なので、とりあえず、健全性は維持できているものと考えている。

○山岸委員 次は、収納率の関係について伺う。さがみの風で定めら

れた収納率の目標値が98.4%以上という数値目標を、今期で見ると98.5%という、大変目標を上回る達成をしているわけで、これは徴収に携わった職員の皆さんの大変な努力もあって、そういう結果が出ていると思うが、16年度の市税決算を見ると、幾つか質問したいと思う。

まず、不納欠損額と収入未済額が、前年度と比較して、それぞれ4億2,430万円、それから、5億3,140万円減少しているわけだが、これはどのような要因によるものか、また、その主な税目等について、わかたら聞かせてほしい。

○赤間納税課長 不納欠損額と未済額の減少というお尋ねだが、御承知のように、租税債権の請求権は5年で消滅するが、滞納整理を進めていく中で、まず、財産がない方とか、滞納処分をすることによって生活を著しく困窮させる方、行方不明の方とか、本人が亡くなったとか、会社の倒産等によって租税債権を徴収することが困難であるという事案については、5年を待たずして、3年もしくは即時に消滅できるという税法上のできる規定があるが、本市においても、いわゆるバブル崩壊後、未済額が年々増加して、平成12年度決算で、69億2,000万円ほどになった。その当時、そういった中身を精査すると、やはり、いろいろ不良債権化したものが山積したので、私どものサイドから言うと、徴収の基本である法にのっとった、徴収する、取るというふうに言っているが、取る。それから、欠損させてもらう、落とすという言葉。それから、どうしても、時効、中断も含めて差し押さえする、その3点が納税に与えられた使命なので、そういったものに立ち返った中で、毎年、その数値目標を、要するに、徴収する額、目標額、収納率という置きかえ方になるかと思うが、それから、落とす額、やはり、そういうものをきちっと設定した中で、毎年仕事をするのが一番いいのだろうということで、13年以降、仕事をさせてもらった。それで、13年度に国税OBである徴収指導員を配置してもらって、我々のまだ未熟な部分を助言してもらったり、指導してもらいながら、基本的な滞納処分に至るまでの経緯としての財産調査を徹底してやった結果、不良債権の処理ができたと思っている。だから、13年以前も含めてだが、いろいろ仕事をした中での結果として、先ほど議員から指摘があったよう

に、不納欠損額は、前年に比べても４億円、１２年から見れば６９億円が、今現在で４６億円、未済額ということ。それから、不納欠損額も、当初８億円ぐらいだったか、それが今、６億円ぐらいになっている。それから、不納欠損額、収入未済額に占める税目の話だが、それぞれ、不納欠損額にしても、収入未済額にしても、市民税と固定資産税、都市計画税の３税で、不納欠損額については９８．５％、未済額についても９８．９％、約９９％をほぼその３税で占めているような状況である。

○山岸委員 いずれにしても、減少しているということは大変結構なことで、職員の皆さんの努力の成果が出ているということは、この決算で評価されるべきことだと思う。引き続いて、こういったものの圧縮に努めてほしいと思う。

関連して、さがみの風にかわる都市経営ビジョンアクションプランにおいて、現年収納率の目標数値を平成１９年度において９８．５％としているが、既にこれを達成したことを踏まえて、さらに、今後の目標、取り組み等についての前向きな考え方があったら、ひとつお願いしたい。

○赤間納税課長 さがみの風にかわる都市経営ビジョンを平成１７年４月に提言してもらった。そこで、平成１９年度の収納率の目標、市税に限っては９８．５％という目標設定をしている。

今後の取り組みについてのお尋ねだが、まず１点は、社会経済状況というか、生活状況、様式の変化に伴って、まず、納税環境の整備ということで、コンビニ、電子納付の収納事務を来年１８年度から、まず、軽自動車税、それから国民健康保険税を電子納付及びコンビニ収納をしたいということで、今、準備を進めている。平成１９年度以降については、固定資産税、住民税等についても、それを継続してやっていきたいということで進めている。納税環境の整備等については、そんな形で進めさせてほしい。

それから、いわゆる収納——私は収納率という言葉を使わせてもらうが、さらに高めていくためには、私どもの仕事をやっていく上では、基本的には未済はあってはならないものだろうと私は思っているし、当初、課税したものを、課税が適正にされている中で、それを納税してもらうという私どもの使命をこれからも全うしていきたいと思っているので、先ほども言

ったが、毎年度当初に、その年の基本方針を納税課として定めて、それぞれ個人個人の数値目標を設定した中で、結果としての数値が維持、向上できればと思っている。

○山岸委員 もう1点、都市経営ビジョンアクションプランの一つの項目として、市税等の収納部門の一元化が取り上げられているが、一元化によるメリットは、多分、相当いろいろな面で出てくるのではないかと思うが、そういう面。それから、市税と市全体の歳入収納率にどのような変化が予想されるか。こういった一元化を図った結果、どういう形があらわれてくるか、この辺を聞かせてほしい。

○赤間納税課長 アクションプランの中で収納、徴収強化という言葉だが、収納事務の一元化というような検討をというような話があったかと思う。仮に収納事務を一元化したときのメリットというか、一番の効果というのは、まず、今それぞれの複数課でやっている経費が節減される。それから、一元化によって、職員の削減が図れるのではないかと考えている。それから、納税する側の立場でのメリットというと、例えば、私どもで税とか料を、当然、それぞれの納期で納付してもらっているわけだが、どうしても納期限内で納付ができない方もいるから、それらをあわせて、年度内で複数回、例えば、税でいくと大体4期でお願いしているが、国民健康保険税の10期に合わせて、全部を10期でやってもらいたいという相談を賜ったときには、窓口が一本化できて、納税者に対しても、市に対してもいいのかなと思っている。

あともう一つ、市の歳入の全体に与える影響はどうだという話だが、それぞれ納税者の担税力というか、納付資力というか、その部分の変化がない限りは、全体のバランス的には、それほど大きな変化がないのではないかと今思っている。市税に限って言うと、中核市で3市だったか、県内でも1市やっているが、国民健康保険と一緒にやっているところは、やはり、市税の収納率だけを見ると若干低いので、もしそのような事態になれば、市税に限っては、もしかすると、収納率ということでいけば下がるのではないかと考えている。今そういう提言を受けて、私どもの専任参事をトップとする収納対策推進会議というのがあって、それぞれ税や料を担

当する所管課の職員の中でワーキンググループをつくって、一元化に伴うメリット、デメリット等を含めて、検討しているところである。

○山岸委員 一元化を図ることによって、市税あるいはその他の歳入の面においても、かなりこのメリットが出るはずだから、やはり、今、各課で検討しているということだから、ぜひひとつ前向きに検討して、効果の出るような方向を出してほしいと思う。

次に、市債の借り入れについてだが、全体として、三位一体改革その他を含めて、政府資金というのが圧縮傾向にあるというような中で、資金調達をミニ市場公募債等へのシフトを考えていくということも一つの考え方かなと思われるが、そういう点についてどう考えているか伺う。

○萩原財務課長 資金調達に当たって、ミニ市場公募債を活用、拡充していくという話だが、今、委員から話があったように、公共団体が資金調達する際の借り入れ先の政府系の資金がどんどん減ってきて、平成16年度には、民間の方が多くなった。民間の方が6割ぐらいになったと逆転した状態になっている。また、一方で、市債を借りる制度が、来年度以降だが、許可制から協議制に変わっていくという大きな制度改革の流れで、政府資金が縮減されていく流れが進んでいるように感じている。そういう中では、超長期あるいは低利な資金調達が少し難しくなっているような状況にあるが、ミニ市場公募債は、償還開始から5年で借りかえて、トータル10年の償還期間を予定している起債の仕組みをつくっているわけだが、近年、公債費の平準化を図っていきたいという願いもあって、銀行等の引受債も、15年以上の超長期の借り入れについて、現在、要請、要望等をしているところである。

その中で、この10年物のミニ市場公募債にシフトしていくということは、幾つか課題もあると考えている。ただ、資金調達について、さまざまな手段を持っているということは、大変有益なことだと思うし、また、市民の皆様に資金面でまちづくりに協力してもらおうということも、大変大切なことと考えているので、基本的に、このミニ市場公募債は継続していきたいと考えているところである。

○山岸委員 非常に資金調達がだんだん難しくなっているという中で、

今答えにあったように、民間からの、市民の皆さんの資金を通して、市政への参加というか、そういう面から見ても、積極的に活用していくべきだと思うし、今の答弁でも、そういうことを検討しているという話だから、ぜひひとつ、今後前向きに検討してみてほしいと思う。

次に、郵政改革で郵政公社が民営化されることにより、市債の借りに際して、かなりまた影響が出てくるということがいえると思うが、わかる範囲で結構だが、答えをもらいたいと思う。

○山中財務部次長 郵政公社が民営化されて、市債の借りに対して影響があるのかということだが、現在、郵政公社では、政府資金として、郵政公社資金として、郵便貯金資金や簡易生命保険資金を原資として、これを地方団体に融資している。民営化されると、地方債の資金調達の面で、これまで国が自動的に政府資金として準備していたものが、今度、地方団体がみずから市場から資金を調達することになるので、この点で影響が考えられると思われる。この点については、先ごろ廃案になった郵政民営化法案では、地方団体への配慮規定を設けており、それによると、「国は、郵政民営化に伴い借入れ又は地方債の発行による地方公共団体の資金の調達に支障を生ずることのないよう適切な配慮をするものとする。」という規定を設けている。そういったものもあるので、直ちに影響は生じないのではないかと考えている。いずれにしても、国の動向等をよく注視して、財政運営に支障が生じないよう対応していきたいということである。

○山岸委員 これもまだ方向がはっきり定まらないからやむを得ないと思うが、かなり影響が出ると思われるので、十分に検討していてもらいたいと思う。

次に、個人市民税について、ここ数年、税制改正が行われているが、適用される年度が非常にさまざま非常にわかりにくい、こういうことが言われているが、その内容というか、影響というようなものについて伺っておきたい。

○新井市民税課長 個人市民税の税制改正だが、お話のように、この数年、かなり頻繁に行われている。本年度、また、来年度に適用される部分だけについて話をしたいと思うが、まず、平成17年度適用の税制改正

の内容だが、女性の就労機会がふえる中で、広く公平に負担を分かち合うという観点から、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止や生計同一の妻に対する均等割の非課税措置が、平成17年度、18年度の段階的に廃止されるものである。

次に、平成18年度適用の税制改正だが、少子高齢化が進展する中、高齢者と社会保障制度を支える、いわゆる現役世代との税負担の公平確保を図る観点から、老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直しや老年者非課税措置の廃止など、今までとられてきた65歳以上の者に適用されている優遇措置が廃止とされるものである。

さらに、景気対策のために、個人所得課税の抜本的見直しまでの間、特別措置として、平成11年に税制改正で導入された、いわゆる定率減税について、11年度導入時と比較して、経済状況が好転していることから、2分の1に縮減されるものである。

これらはそれぞれ増収要因ということで、この改正によって、個人市民税については増収が見込まれるものである。

○山岸委員 市民の皆さんの意見をいろいろな面で伺う機会が多いが、改正、改正でくるから、非常にわかりにくいと。わかりにくいが、納税義務があるから、当然、納税はするが、もっと要約して、広報なり何なりで、市民に対して説明すべきだという意見をいろいろな会合等を通じて伺うことが多い。ぜひそういうことをやってもらいたいと思うが、それについて考え方があったらひとつ。

○新井市民税課長 言われるとおり、かなり頻繁に改正されて、税そのものの制度の中身なので、なかなかわかりにくいというのが本音だと思う。こういった中で、市民の皆様への周知だが、毎年のいわゆる改正項目だけに集中して、広報紙の紙面で改正内容をお知らせしている。今後についても、先ほど話したように、税制改正等で、所得税から住民税へのいわゆる移譲、いわゆるフラット化される大きな改正も控えているので、市民にわかりやすい税制内容についての広報の内容についても考えていきたい。また一方、ホームページ等についても、今までもやっているが、さらにそういったものを踏まえた中で、わかりやすい広報には努めていきたい、こ

う思っている。

○山岸委員 ぜひ、ひとつそのようにお願いしたいと思う。

税の関係でもう1点、平成16年度の土地にかかわる固定資産税は、地価下落というようなことで減少の一途をたどっているということだが、今後、平成18年度は、土地及び家屋の全面的な評価がえが行われることになるが、その動向、またはそれに伴う固定資産税への見込みというか、見通しというか、そういうことについて伺いたい。

○内田資産税課長 土地の固定資産税が減少していることに関連して、平成18年度評価がえの動向及びそれに伴う固定資産税への影響についてのお尋ねだが、まず、土地については、地価の動向は引き続き下落傾向にあるものの、下落幅は縮小されてきている。固定資産税への影響は、前回の評価がえ、15年度だが、約3%の減少だった。前回に比べて減少幅も、今回18年度予定しているのは、1%程度と小さくなるものと見込んでいます。

次に、家屋については、新築家屋の評価に用いる新評価基準が、木造が2%、非木造5%という下落見込みとなっている。また、在来分の家屋評価については、さらに3年分の経年減点補正率という減価があるため、大幅な下落となると見込んでいます。固定資産税への影響は、平成15年度が約8%の減少だったが、平成18年度も、ほぼ同程度の減少となるものと見込んでいます。

○山岸委員 もう2つばかり。

さっき、たしか説明していたのを私聞き落としたかもしれないが、特別土地保有税の関係で、当初予算にはゼロ計上だったが、決算としては2,798万円という計上になっているが、これはどういうことかということと、もう一つは、特別土地保有税については、今後このようなケースがいろいろ出てくるのかどうか、その辺も含めて伺いたい。

○内田資産税課長 特別土地保有税について、当初予算に計上せず、決算において、収入済みと計上している理由だが、平成15年度の税制改正において、新たな課税が停止されたこと。また、既に徴収猶予をされているものについても、土地の有効利用をすれば納税が免除される制度、仕

組みがあることから、平成16年度当初予算に計上しなかったものである。しかしながら、平成15年度以前の過去において、課税し、徴収猶予していたものについて、事業を断念する旨の申し出があって、有効利用が図れないことが明らかになったことから、徴収猶予を取り消し、収入化したものである。なお、補正予算についても、突然の申し出があったため、手続が間に合わなかったというものである。

また、特別土地保有税については、今後このようなケースがあるのかということだが、現在、徴収猶予をしているものは1件ある。対象土地については、既に戸建て住宅が建設されているということで、土地利用がされているという中で、非課税土地として税額が免除となる見込みなので、したがって、本市における特別土地保有税の課税は、すべてなくなるということである。

○山岸委員 最後にもう1点だけ。来年の3月20日に合併で新市がスタートするわけだが、そこで、合併特例債について関連して伺うが、1市2町の新市まちづくり計画において、約346億円が起債可能の合併特例債、その半分程度の約185億円が計上される、こういうことで、大規模事業の実施など、合併後の新市のまちづくりを進めていく上において、合併特例債の果たす役割というか、大変大きいものがあると思うが、今後、新市において、合併特例債を積極的に活用していくべきだと私は考えているが、これは大変お骨折りをいただいてきた山口助役に、その活用についての考え方を、ひとつ最後に伺っておきたいと思う。

○山口助役 1市2町の合併に伴う新市のまちづくり計画の中で、合併特例債を活用して諸事業を遂行しようという計画になっているわけだが、ちまたで言われるように、合併特例債を使って新たな箱物をつくったり、新たな住民皆様の特別なサービスを向上するために、この事業計画を立てて特例債を使おうという計画になっていないで、非常に今回の合併に伴う計画は、地味といえば地味である。したがって、通常、全国に見られるように、合併をするに伴って、庁舎を新しく建てるとか、そうした箱物の建設などは、ほとんどないということである。ではあるが、それぞれの市、町で今まで積み上げてきた総合計画があるので、これらをにらみつつ、な

おかつ、新しい道路とか、必要な施設について適用していこうというスタンスだから、特別なものは余りないという、本当に現実的な、現実味の強い新市建設計画になっているというふうに思っている。この特例債については、本来、特例債がなくても行うべき事業がベースになっているが、合併に伴って、そういう制度が利用できるということだから、お話のように、これはおおむね、地方交付税の推移にもよるが、7割程度を国庫で見られるということだから、これは大いに、積極的に活用して事業を推進していくべきものであるという認識でいるわけで、今後、合併すると、また新たに、新市まちづくり計画に加えて、新相模原市の総合計画というものを、そう遠くない時期に策定することになると思うが、この中でも、大いにこの合併特例債は活用していくべきである、こういう認識である。

○大上委員 かなり質問が重複しているので、その部分は省いて質問する。

先ほど来、市税の収入未済額ということで、市税、約47億円、国保、約73億7,000万円、公共下水5億7,000万円、合計130億円ということで出ているが、担税力のある悪質滞納者対策として、他課との合同徴収ということを他の市でもやっているかと思うが、本市においては、このような形でしていることがあるのか。

○赤間納税課長 収入未済額に関しての合同徴収というか、税、料を含めての話だと思うが、合同で徴収するということは、今のところ実施していないが、合同相談窓口というのは、年2回、窓口を日曜日に開設している。あと、税、料を含めて、午前中にも友成委員の話があったように、職員の資質向上のために、納税課が主催した研修会等に他の部署の方に参加してもらって、それぞれ徴収のノウハウを蓄積していくということをしている。特に、同じ税グループでいくと、国保税と市税については、それぞれ同じ立場だから、お互いに競争しながらというか、協力しながら、例えば税の方で、差し押さえ等に至って、対する部分があれば、国保税の方で二重差し押さえとかする場合もある。そういった情報交換。それから還付金、例えば、市税の納め過ぎにより返すものについての国保税への充当という連絡調整はしている。同じ税の課の中で、そういったことはしてい

るが、合同で一の納税者、滞納者に対してやるという事案は、今のところはまだやっていない。

○大上委員 これは個人情報という関係もあるし、また、市税と国保という課同士の秘密保持ということもあるのだろうが、効率からいけば、合同で徴収した方がいい場合もあると思う。ぜひ、この点は、情報交換をしながら、悪質な滞納者に対しては、各課がばらばらに行くのではなくて、やはり、調査をした上で、きちっとした対応をしていくべきではないかと思う。この点は要望する。

また、横浜市の例で、先ほど友成委員からも話があったが、搜索をした後で、その搜索の品物のオークションとかもやっていると思うが、本市の場合、そういうものが出るのかどうか分からないが、そういうことの関係では、今どういうふうな形でやっているのか。

○赤間納税課長 横浜市等の新聞紙上、それから東京都等で公売というか、ヤフー等を使ったネットオークション等がある。滞納整理を進めていく上で、動産として差し押さえした物件について、インターネット等を通じて、購入希望者を募っていることは存じている。相模原市はいかがかという話だが、現在、動産の差し押さえというのが、過去、古い昔はよくやったように聞いたことがあるが、今現在、差し押さえの主力というか、税に限っていくと、まず、固定資産税等にかかわる不動産、それから、預貯金、生命保険等も含めての債権、それらの部分での差し押さえを執行して、不動産等については、最終的には公売を去年2件行うなど、不動産の公売については実施しているが、オークションという方法での公売はまだない。ただ、これからは、電話加入権等が非常に換価価値が少なくなっていて、新たな財産、換価すべき財産の中で、当然、動産、今、非常に県税等々、教えてもらいながらやろうとしているのは、まず、自動車を差し押さえして、最終的には公売に付すということもやっていかなければいけないのかなと。ただ、車を押さえると、保管場所等々の問題があるので、まだちょっと、滞納者宅に車を置くわけにはいかないんで、車をこちらに引き上げてきて、保管をして売ることになるが、その辺も、今、調査研究しているところである。いずれにしても、東京都や横浜市などの先進

自治体では、特別対策チーム的なものを設置しているので、私どもも、未熟な経験の中でも、これからは、ある程度の経験を有する職員を育てながら、そういった組織を拡充して、例えば、他の料、税も含めて、その部分で、全部が全部請け負うのではなくて、ある程度高額化した難事案的なものについては、そういうふうな体制でやっていった方がいいのかなというふうには思っている。

○大上委員 よろしく願います。

話をちょっと変えるが、広告収入の現状と、今後、公用車、清掃関係とか、その辺の拡充についてはどのように考えているか。

○萩原財務課長 新たな自主財源の確保という視点から、広告料収入に、平成16年度以降、各部署によって取り組んでいる。平成16年度決算においては、さがみはらマップ、市政情報紙Voice、ごみと資源の日程・出し方パンフレットに広告を掲載して、64万1,000円の収入を得ている。また、17年度、本年度だが、ホームページにバナー広告を予定している。予算上は150万ほどの収入を見込んでいる。また、部署が違うが、総合体育館への広告料、38万ほどの収入を見込んで取り組んでいるということである。また、委員の話にあったごみ収集車への広告掲載等々、幾つかアイデアはあるが、各部署で、広告掲載についても、今検討中と聞いている。

○大上委員 わかった。

歳入歳出決算の評価の中で、さがみの風に基づいて、いろいろな行革がされているわけだが、経費の節減とか事務事業の見直しということで、市民ニーズに基づいて進めてきたわけだが、今回の麻溝公園の土地の売買上の瑕疵担保の損失とか、また、一昨年だったか、税務署等の対応の不手際等でいろいろな部分があったが、こういったことを見ると、やはり、さがみの風の行革の部分で47億浮いた部分と、実際、今回、麻溝だと8億5,000万とか、そういうふうな形での損失というふうに見ると、私としては、登記とか用地担当の専門職の配置が必要ではないかと思う。また、一つの課だけではなくて、複数の課がまたがって決裁するようなことも必要かと思うが、こういった大きな事業について、今後、何らかの検討が必要

かと思うが、この点について考えがあったらお聞かせ願う。

○石川職員課長 専門的な知識を有する職員の育成というか、その点については、私の方で答える。本市では人事異動を、人材育成とか、あるいは職場の活性化という視点で3年から5年ぐらいをめどにやっている。しかしながら、今指摘があったように、かなり行政規模が大きくなってきて、その内容も複雑あるいは高度化してきている中では、専門家というか、スペシャリストの育成というの必要性が増してきていると認識している。そのため、人事異動の中で、スペシャリストの育成を少しずつだが始めている。具体的に何%を専門家にするとか、そういうことは今後の研究課題と考えて、徐々にふやしてきているし、これからもふえていくだろうと考えている。そういう専門家の育成、あわせて、職場研修あるいは各種研修、職場の教育、そういうものによってスキルアップを図って、職員全体の資質の向上に努めていく必要があると考えている。

○大上委員 ぜひ、人材の育成に力を願いたい。他都市では、登記所の登記官を引っ張ってきてということはないのだろうが、そういう方を役所の中で採用して、チェック体制を整えているようなところもあるようなので、ぜひ、この点については、今回の土地売買上の過失ということで、瑕疵担保という部分については、一般の事務屋で売っている土地の契約書にはちゃんと載っているわけだから、そういう部分では、過失のないような状況で、しっかりとした対応を要望したいと思う。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、一般会計歳入の審査を終わる。

一般会計歳出の審査に入る。

議会費の審査に入る。

説明を求める。

〔白井議会事務局長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、議会費の審査を終わる。

総務費、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の本委員会所管部分の

審査に入る。

説明を求める。

〔馬場総務部長、宮崎企画部長、大貫財務部長、石井選挙管理委員会事務局長、堤監査委員事務局長説明〕

○沼倉委員長 これより質疑を行う。

○友成委員 最初に、個々の事業別ではなくて、繰出金のことについて伺う。監査意見書の29ページを見てもらいたいが、他の一般会計歳入歳出決算書等に全然載らない部分で、経常的経費と臨時的経費の中に、両方に繰出金がある。繰出金の合計は152億1,100万円。この経常的経費の中の繰出金が60億云々、臨時的経費が91億1,209万円の繰出金を出している。この一般会計から特別会計への繰出金は、国保の62億円とか、下水道の42億8,000万円とかある。それで152億だが、この臨時的経費のうちの繰出金と、この上の経常的経費の繰出金というのは、どういう違いがあるのか。用語がわからないし、その分け方がわからないが、監査事務局でも結構だし、財務課でもいいが、まず最初に教えてもらえないか。

○萩原財務課長 特別会計への繰出金の性質別の分け方だが、法令に基づく繰り出し、あるいは国からの通知の基準による繰り出しをベースに置いて性質別に分けているが、具体的には、国民健康保険事業については、経常的経費に振り分けているのが、保険基盤安定制度に基づく繰出金と人件費、そして臨時的経費に振り分けているのが、物件費、出産育児一時金、財政安定化支援事業、そして、いわゆる赤字補てん分というものを臨時的経費に振り分けている。また、老人保健医療事業、介護保険事業、母子寡婦福祉資金貸付事業については、すべて経常的経費に繰出金を分けており、下水道については、便宜的に全額臨時的経費に振り分けているのが実態である。

○友成委員 正直言って、わからなかった。この監査意見書の29ページ、臨時的経費のところの言葉が、ここにしか出てこない。今さっき言ったように、ほかに全然出てこない。できたら、こういうところに解説してくれれば助かるので、勉強しろといえは勉強するが、書いてもらえれば

幸いかなと。

繰出金のことだが、先ほど言った相模原市の予算編成方針、15年もそうだが、ここ数年、同じ言葉を使っている。市長の答弁も、特別会計については、一般会計の硬直化を防ぐため、独立採算性の原則に従い、受益の負担の適正化を図ると、ずっとこう言っている。聞こえはいい。だけど、一般会計から152億という繰り出しをしている。この150億というものが投資的経費に使われたら、いろいろな事業ができる。だから、職員もこのことを頭に入れて、確かに、国保とかで、一般会計から繰り出すのはわかる。だけど、極力抑えていくとなれば、繰り出しを防ぐためのプランというか、プロセスというか、これを具体的につくっていく時期に来ているのではないかと思う。だから、今言ったように、総括で聞いても同じことしか返ってこない。だから、本当にこういった一般会計からの繰り出しを、プロセスを検討してつくっていったのかどうか、まず、その辺を伺う。

○服部都市経営ビジョン推進室長 特別会計の繰出金についてのお尋ねだが、都市経営ビジョンのアクションプランにおいて、国民健康保険事業特別会計に限っているが、収納率の向上とか医療費の適正化あるいは保険税率の見直しといったようなことを計画的に行っていくということで、アクションプランには掲げている。

○友成委員 答弁はそれだけか。

○服部都市経営ビジョン推進室長 国民健康保険事業については、計画的にやらせてもらう。

○友成委員 だから、今私が言ったように、国保、一般会計からの特別会計繰り出しはある。総論で152億もある。これはふえていくわけである。そのところを同じような答えばかりではだめだろう、もっと具体的にプロセスをつくっていかねばいけないのではないかとっている。きょう、これはこれ以上言わないので、ぜひ、さらに詳しく、各部で検討してほしい。何かあったら答えてほしい。なかったら次へ行く。——では、次へ行く。

今度は、具体的に歳出のことで、文化振興費の文化行政推進事業のフォ

トシティさがみはら2004、2,063万円の決算である。このフォトシティさがみはらを始めたのが、2001年度からだと思う。これは相模原の有名な写真家、江成常夫さんもいるということから。それで、この公募数の傾向について、2001年度から2004年度、市民、市外の人の公募の傾向はどうか。

○江成文化国際課長 2001年から2004年までのアマチュアの部の公募数の推移だが、2001年が公募点数3,287、市内の応募者の点数が1,011、市外の方が2,276ということで、市内の方の割合が30.8%である。2002年は、同じく3,244点のうち、市内の応募点数が740点。2003年については、3,748点あって、市内の方の点数が665点。2004年については、3,090点のうち、市内の方の応募点数が455点。2005年についても、もう応募を締め切っており、応募点数は2,645で、市内の応募者点数が昨年よりは若干ふえて、467点となっている。傾向としては、今数字で示したように、減少傾向にある。この辺については、実行委員会等でも、このようなテーマに沿って、その原因とか、それから、今後の対応について意見等をもらっている。先日の実行委員会等でも、フィルムのカメラからデジタル化されている過渡期で、デジタル化の部分の技術がまだ未熟で、全国的なこういう写真祭に対しても、応募の点数が減っているというような意見もあった。そういう社会の現象も一因かと思うが、これらの傾向については、今後、市内、市外の皆さんへの周知等をしていくように努めていきたいと思っている。

○友成委員 確かに、マンネリ化しているというふうに私も思う。私も毎年、表彰式に出席しているが、今、課長の答弁があったのも、審査員の中からも、そういう話もあった。承知している。市民の写真を通しての文化振興に対しては、一層の努力をしてほしいと思う。

2つ目、渉外費のうちの国際交流基金積立金で伺う。16年度の決算の入りは寄附金のみ15万円、16年度末の基金の積立金現在高が2億4,942万円、この現在高の果実によって74万円という額が事業として使われた。私の記憶によると、ここ数年、入りは、15万円の寄附のみだと

いうふうに記憶している。基金の積立金だから、目標額があると思うが、目標額はあるか。あったら、幾らとしているか。

○江成文化国際課長 目標額だが、平成6年度設置の際に、基金の積み立て計画というのがあって、その最終目標額があって、それには5億円というふうに示されていると承知している。

○友成委員 平成6年から積み立てで、目標5億。今、16年度末の決算が2億5,000万円。それで、毎年15万円の寄附のみ。目標額にするのに、あと2億5,000万、これは何年かかるのか。ということは、理事者の方が市民の皆さんから寄附してもらうのを待っている寄附と、みずから行動を起こしていく寄附と、寄附金を集めていく違いがあると思う。この傾向でいくと、ただ待っている寄附としか考えられない。そういう点で、この積み立て目標額を決めているのなら、もっと行動してもらいたい。そういう気があるかどうかだけ聞いておく。

○江成文化国際課長 現在でも、広報については、チラシ等を作成して、窓口等には配架しているが、待っている寄附か、行動している寄附かという質問があると、15万円では、行動している寄附というふうには言いにくいところが事実である。昨今の社会情勢もあったり、もろもろの事情があるが、国際施策については、行政のみでなく、企業、民間、それから、市民、ボランティアの方と一体になって取り組むべきだというように、基金の設置の趣旨等にも基づいて、寄附への取り組みについては、企業、民間団体等に積極的な声かけに努めていく。

○友成委員 これ以上追いかけない。

統計調査費のことで、これから10月1日、国勢調査が入るので、16年度決算から関連すれば、国勢調査区設定経費、関連してということになるが、先般の広報さがみはら9月1日号で、国勢調査について、個人情報保護法の視点で記載されており、私も読んだ。いい記事だったと思う。

そういうことで、これから何点か伺うが、一般市民の調査員は、私は個人情報保護法が全面施行されて、なり手が少なくなっているのではないかという気がするが、その傾向と、そういう傾向であれば、一般市民の調査員と、それ以外だったら市の職員がやると思うが、その比率はどのように

なっているのか。

○斉藤統計室長 国勢調査の調査員は、自治会からの推薦や広報さがみはらなどによる一般からの応募者、それと、各種の統計調査に従事してもらう登録調査員等で確保しているが、それらの方で、すべての調査員を確保することができないので、不足する部分については、市の職員にお願いしている。

平成17年国勢調査では、1調査区50世帯を基準に、市内5,154の調査区を設定している。調査員は、その数に見合うだけの数が必要となる。一般公募の調査員の応募状況は予想していたよりも少ない状況だったが、自治会推薦などと合わせ、1人で2調査区を担当する400人を含め、3,500人の確保ができた。これにより、残り1,250の調査区を市の職員にお願いするわけだが、調査員数については、2調査区担当425人を含め825人、市の職員については、825人が調査に従事することになるものである。率で言うと、調査員数では全体の2割、調査区数で言うと25%となっている。

これを平成12年、前回の調査時と比べると、調査員数では、平成12年だと約25%、調査区数で約3割、それから見ると、17年の調査では、市の職員の比率が若干低くなっているような状況である。

○友成委員 今言ったように、個人情報保護法の全面施行という状況は、市の職員は一応わかっていると思うが、一般市民の人にはその旨とそれから、この5年間で、やはり中高層マンションのオートロックとか、そういったものもふえて、市民の意識も大分変わっていると思っているので、これは法律にのっとってだから——私個人は余り必要ないと思っているが——いいが、なぜ、市の職員がやらなければいけないのか。同じ地方公務員で、県の職員は、なぜこれを手伝ってくれないのか。県の職員にお願いしたことはあるか。

○斉藤統計室長 国勢調査に従事する公務員については、そのような話はよくある。県下で市部の統計調査事務研究会があるわけだが、その事務研究会を通じて、県、国の職員の方も、国勢調査の調査員として従事してもらえないかという要望は常にしているところだが、なかなか、その

要望どおりにはなっていないのが現状である。

○友成委員 今の答弁を受けて、ちょっと思いついたが、相模大野に外務省の公務員住宅がある。そこは市の職員が1軒1軒回るのか、それとも、そのだれかに頼んだらやってくれるのか。例えば、病院とか大学の寮とかは、だれかに依頼すれば、全部やってくれるわけである。外務省の国家公務員住宅の人は、1軒1軒回るのか、それとも、だれかに頼めば全部やってくれるのか、今の答弁から、どうなのか。例えば、県の職員住宅があった場合はどうか。

○斉藤統計室長 社宅、研修所等については、一般調査区なので、一般からの調査員及び市の職員、どちらが当たるか未定だが、その方たちが調査することになる。福祉施設、病院等の特別調査区については、一般の調査員が調査に入れないので、そういうところについては、特別調査区として、その施設の職員等をお願いしている。

○友成委員 これは終わったら、来年またやる。

次に、出のところで最後である。人件費にかかわって、役所の組織体制について伺いたい。これは幅広くなったら困るから、本会議場に出席している人を対象にした組織でいく。最初に私が現状を言うので、間違いがあったら困るので、確認したいと思う。

今、相模原市の部は、14部プラス保健所と消防本部を入れて16部で4事務局。部で次長を置いていないのは総務部と消防、ただし、消防は、副消防長が次長というふうに読みかえることができると思う。担当部長は、企画2、総務1、保健福祉1、都市部1、生涯学習部1の5部6担当部長で、次長兼担当部長は企画の渉外担当のみ。一般職の給与に関する条例施行規則からいって、8号給の管理職手当22%の人は、14部長プラス保健所長等を入れて17名。8号給の21%管理職は、6担当部長プラス執行機関の3名、以上、ここまで間違いはないか、確認する。これから質問に入るから、基本が間違ったら質問が崩れるので。

○野村行政システム課長 間違いはない。

○友成委員 そうすると、今言ったように、本会議場に入っている人だけでも、組織として非常にわかりづらい。もっとわかりやすくした方が

いいという視点で質問する。担当部長というものは、今の広域行政担当部長、その前の行政改革・中核市担当部長、略称行・中部長と言われた。期限つきだったら私は理解するが、今言った担当部長、広域行政担当部長以外、私は期限つきではないと見ているが、担当部長とはどうあるべきなのか、定義というか、位置づけはどうなっているか。

○野村行政システム課長 担当部長の職については、部の事務のうち、特定の事務や緊急な行政課題に対応する場合、市長の指示のもとに設置するというのが基本的な考え方である。原則として、緊急な行政課題を分担するというで置かれる担当部長については、当然、時限制というものを持って設置するわけだが、現実的には、行政を取り巻く外部環境の変化、もしくは事業等のスパンが長期化する、こういったことによって、その職の必要性等が長期化、恒常化しているという、指摘の部分があるというように認識している。こうした職の設置については、常に事務の重要度、求められている必要度、こういったものを確認しながら、柔軟に対応すべきというのが基本的な考え方である。

○友成委員 担当部長というのは、そういう理由で置いているということである。では、担当部長には服務監督権限は与えられているのか。

○野村行政システム課長 担当部長の権限についてだが、所管する事務については、部長としての専決事項をもって職務に当たるものである。

○友成委員 なぜこういうことを聞いたかといったら、来年度から本格的に人事評価制度が入るから、それが基本に私の中にあるから聞いている。

では、3つ目。今さっき言ったように、総務部だけ、なぜ次長を置いていないのか。総務部には防災担当部長がいる。これ、兼務すれば、何ら問題なかったはずである。だけど、次長という何か理由があるのだろうと思うが、なぜ総務部だけ次長を置いていないのか。

○石川職員課長 次長についてのお尋ねだが、職設置規則の中で、市長とか、あるいは教育委員会、任命権者が必要な場合に置くことができると、できる規定になっている。しかしながら、昨今の高度化、多様化している行政需要に対応するために、部内の調整とか、次長に求められる機能

が大分ふえてきている。そんな中で、本市では順次、次長を配置してきている。例えば、10年前の平成8年度には、8名の次長がいた。副消防長を含めて9名。それが、この17年度だと、副消防長含めて16名（「知っている、全部わかっている。だから、総務部だけが置いていない」と呼ぶ者あり）それで、現在、総務部のみに次長が置かれていないということだが、基本的には、すべての部に次長を配置する方向で検討していきたいというふうに考えている。なぜということだと、やはり、事業部門を優先して置いてきたというようなことである。

○友成委員 では、今の答弁に関連していくが、16年度は、専任参事兼課長がいた。それが17年度はやめた。17年度は、企画部に、次長兼担当部長という新たな職を設けた。順次、部に次長を置いていくと答弁したのに、なぜ17年度の冒頭に総務部に次長を置かなかったのか。そこは気がつかなかったのか。

○石川職員課長 気がつかないということはなかったが、やはり人事を行っていく中でいろいろな需要等があって、17年度は、順次置くという中で、企画部の事業量が、かなりふえてきている、あるいは基地問題等も非常に過熱化してきている中で、次長を置いたということである。

○友成委員 これ以上言っても結果的だから。

 では、もう一つ、今のに関連して、企画部のみ、なぜ次長兼担当部長制に17年度したのか。他のどの部にもない。これは企画部だけである。

○石川職員課長 確かに、企画部の次長のみが担当部長の兼任になっている。次長については、やはり7級の職だから、本来、兼任ではなく、単独の次長というのが対外的あるいは庁内的にもわかりやすいというふうに考えているから、単独の次長を置くのが基本だと思う。ただ、やはり人事のいろいろな弾力性とか、職員配置とか、そういう中で、今回、企画部は担当部長兼次長になった。そういうことである。

○友成委員 これだけ質問しても、部長は全然答弁しない。

 では、次へ行く。先ほど職員課長は、横断的行政という言葉を使ったが、企画、総務に、なぜ調整担当を置いていないのか。

○野村行政システム課長 企画部と総務部に横断的な連絡調整機能を

持つ職をなぜ置かないのかというお尋ねだが、基本的に、企画部、総務部、こういったところの職員については、すべて本来的な業務の中で、日常的な業務を遂行する中で、横断的な連絡調整機能というものをとりながら職務を行うということが本旨なので、もう少し具体的に言うと、通常の業務の中で、全庁的な部間をまたがるような行政課題への対応等への対応を企画部もしくは総務部の人間がしており、会議等にも出ており、かなりコアな部分で職務を行っている、そういう業務の性質から、現在のところは、特に連絡調整そのものを扱うという職を置いていないということである。

○友成委員 きょうはこれ以上やらないが、先ほど言ったように、なぜこの質問をしたかといったら、来年度から本格的に人事評価制度が入ってくるから、きちっとした組織をしていないと、私はだめだと思う。庁内分権が、これからどんどん進んでいくわけである。なおさら、組織というものは大切であり、わかりやすくしなければいけないだろうと思う。

最後、助役に聞きたいが、総務部長を経験しているから、望ましい役所の組織体制というのはどういうふうなものか。

○山口助役 大変難しい質問をちょうだいした。そもそも組織は何のためにあるかということだが、その仕事の目的を達成するための手段、ツールとして存在するということである。したがって、行政需要が多様化する中で、常に変動する中で、組織というのは流動的でなくてはいけないと思う。したがって、固定的な基本形式なまま、どこまでもいくという姿はあり得ない。緊急な課題が発生すれば、そのときにプロジェクトを組む、組織を変える、こういう弾力的な思考を持った組織づくりが今の時代は求められていると思う。

したがって、時として、外から見るとわかりにくいということが生じるかもしれない。そこで、行政組織などにおける組織のもう一方の眺め方というのがあるが、役所の業務については、常に市民が着目し、注目し、また、その各組織に市民が訪れて要件を足すということがあるから、市民の目から見てわかりやすくなくてはいけないという、そうした側面も一方ではあると思っている。

なるべく簡素、わかりやすくという組織体制をつくるべきということだ

が、時として、わかりにくいときもある。そういうこともあるので、これからの市民に向けての対応の仕方、これはワンストップ窓口を設けたり、あるいはコールセンターを取り入れたり、あるいはカスタマーセンターを取り入れたりということで、市民の皆様が各課に直接足を運ばなくても用が足りるような、そうした一方のフォローの形も必要かと思っている。

組織は人なりというふうに言われるので、組織をいかようにつくっても、人が動かなければ何もならない。だから、逆にいうと、組織は不十分でも、人がしっかりしていれば目的は達成できるという言い方もできるかもしれないが、これは両々相まって、わかりやすい組織は望ましいと思うが、時として、わかりにくくなることもあるということは御容赦賜りたい、こんなふうに思っている。

来年度の組織体制に向けての注文だが、私が述べるのはおこがましいところもあるが、現在も既に準備をしているので言うが、合併するということだから、合併する側、吸収される側の2町の新しい市民の皆様に心配をかけない行政組織のあり方を綿密にやっているところである。あわせて、それを受けて、現在の相模原市の組織の守備範囲が2町分ふえるわけなので、距離感もあるから、この距離感を乗り越えて、市民サービスを低下させないような、そういう組織体制づくりを目指して、今、準備をしている。期待を賜りたいと思っている。

○沼倉委員長 休憩する。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 開議

○沼倉委員長 再開する。

○阿部委員 情報システム費に関して質問する。回答は明確によろしく願います。

主要施策成果説明書の34ページだが、ホストコンピューターを利用したシステム運用管理に、8億5,000万円かかっている。こちらの金額、継続的にシステムが動き続ける限り、毎年毎年かかっていくお金だと思うが、はっきり言って、財政が厳しいという話が先ほどからも時折出ている

が、そういう中であって、情報システム部門でこれだけのお金が、投資的な部分でなくて、運用するためにこれだけの経費がどんどん毎年かかっていくということは、やはり、非常に考えなければいけないところではないかと思う。その点に関して、どのような考え方でいるのか。

それから、もう1点、その下の地域情報化経費という部分があるが、このさがみはらネットワークシステムも、市の施策を硬直化させている面があるのではないかと思う。というのは、例えば指定管理者制度を行う場合、自前で情報システムを持てなかったりとか、これとバッティングしてしまうために、制度自体が導入できなかったりというような負の面もあると思うが、その辺に関して、ホストコンピュータの今後と、それから、さがみはらネットワークシステム、これからどういうふうな考えで対応していくのか伺う。

○村上情報システム課長 まず初めに、ホストコンピュータの関係について答える。今、委員が言ったとおり、ホストコンピュータの経費は決して少くない額で、今の決算の中でも、ホストコンピュータと端末の賃借料ということで、約8億円かかっている。もちろん、これは決して少くない額であると認識しているが、昨今の市民サービスの中では、こういった市電算システムを使ってサービスを行っているという中で、これはやはり、サービスを運営していくという意味では必要な経費であると考えている。ただ、同じようにサービスを運営していく中で、もっと別の方策がないだろうかという考え方が——最近、ダウンサイジングというような言われ方をしているが、ホストコンピュータではない別のやり方でやるというようなことが、一部の自治体で始められていると認識している。ただ、この問題についても、こういった仕組み、こういった導入方法が相模原市の仕組みとして適当なのか、安定稼働が可能なのか、そういったことについては慎重に検討する必要があると考えており、現在、専門的に検討する部門が必要ではないかという考えで進めていきたい。

それからもう1点、Sネットの関係である。Sネットについては、平成13年度に仕組みとしてスタートしたもので、もう5年近くたつものなので、時期的には更新を考えなければならない時期に来ている。このSネッ

トの仕組みそのものが、昨今の指定管理者制度あるいは利用料金制度、そういうものには直接には対応していない仕組みになっているということがあって、これはシステムの問題というよりは、周りの事情に合わせてシステムを変えていかなければならないということだろうと思うので、ここでちょうど更新時期を迎えるということもあるので、指定管理者制度、利用料金制度の導入も踏まえて、どのような仕組みにするのか。あるいは、Sネットそのものについても、いい面、悪い面、いろいろ評判を聞いているので、そういったものも踏まえて、新たな仕組みに取り組んでいきたいと考えている。

○阿部委員 ホストコンピューターに関しても、Sネットのシステムに関しても、安定稼働とか、データの大切な部分を問題なく動かすという点で、これだけの費用がかかる点、それから、小回りがきかなくなっているという面も、システムとしてしょうがない面、よくわかるが、これから制度とかがいろいろ大きく変わっていったり、いろいろなもっといいやり方が出てきたときに、もっとフットワークよく対応していくとか、これからの期待を込めた面というところで、そちらの方も視野に入れている状況だと理解したので、そちらにうまくダウンサイジングの視点を絡めながら検討していったほしいと要望する。

それにちょっと関連して、主要施策の24ページに財務会計オンラインシステムの開発経費というのがあるが、これこそまさに、他市でダウンサイジングしているという話、確かに進んでいるが、相模原市でも、財務会計のオンラインシステム、ホストで稼働していた部分が個別システムの方へ移ってきたという一つの例だと思う。細かいことは聞かない。ホストとか個別システムで運用するという点で、どのような思想でこのシステムを開発したのかという点を1点聞かせてほしい。

○萩原財務課長 財務会計オンラインシステムについては、旧システムは平成3年に稼働して、非常に年数もたって、時代も変わって、機能として、かなり陳腐化しているということで、平成12年度に再構築、いわゆる基本構想を関係課職員等でまとめてきた経過がある。その中で、基本方針として、将来の拡張性、ちょっとわかりにくいですが、新しい機能の追加

への柔軟性とか対応性というか、そういう要素とメンテナンス性、それから、省資源性という要素を総合的に加味した中で、クライアントサーバーによる機器構成とするという方向づけを出した。そして、ホスト型から分散型、いわゆるサーバー形式へ移行したという経緯である。

○阿部委員 今の拡張性とか、メンテナンスとか、新しい仕組みとか、制度とかに対応していくためにクライアントサーバーでつくったということだが、財務部の方でそういう思想を持って、オンラインシステムを一つつくっているわけだから、これははっきり言って、各部で検討することではなくて、市全体として、統一した方向性とか考えを持っていてほしいと思う。そのために、やはり取りまとめの人とかがいるのだったら、ぜひ助役でも、どなたでもいいと思うが、中心になる人が、やはり責任を明確にして進めていてほしいと要望する。

続いて、主要施策の２２ページの広報費に関して１点伺う。来年３月２０日に合併するわけだが、広報さがみはらの内容とか位置づけ、相模湖町、津久井町と合併した場合、どのような広報活動、広報さがみはらが配布されるのか。また、合併後の新市の中で、現在と同じものが現行の相模原市の方でも配布されるのか。また、地域自治区が設置されるが、そこへの広報、どんな形になるのか。あと、同じような位置づけで、ホームページも３つ併存ということではないと思うが、どのようになるのか伺う。

○白井広聴広報課長 合併後の広報さがみはらとホームページにかかわる質問だが、まず、広報紙については、現在、津久井町、相模湖町ともに、本市と同様、月２回、１日と１５日に広報が発行されている。この両町の広報については、行政の全般にかかわるお知らせとか、そのほか、生涯学習センターとか、公民館とか、各種団体のお知らせなどが載っている。合併後については、広報さがみはらに統一するということで準備を進めているが、しかしながら、地域の情報、町の話題とか、自治区のお知らせ、そういったものもある。また、地域自治区が設定されて、そこに協議会も設定されるので、そこのお知らせ、会議報告、そういったものもあろうかと思うので、市の広報さがみはらと別に、それぞれの地域自治区において、月１回程度、お知らせできる広報紙を総合事務所から発行したいと考えて

いる。そのための広報担当者を1名配置する予定である。

続いて、ホームページの関係についても、合併の時点で本市のホームページと統合する。しかしながら、先ほど言った地域の情報とか自治区のお知らせ、協議会のお知らせ、それから、観光とか町的话题を載せた、そういうホームページは、やはり別途必要だろうと思われるので、自治区の広報と同じような形で、ホームページも開設していく方向で今考えている。

○阿部委員 広報さがみはらに関しては、本当に市民の皆さんに直接届く、皆さんが情報源として一番頼りにしている部分だし、合併に当たって、これから、津久井地域の皆さんと現行の相模原市域の皆さんが心を一つにしていく、新市をつくっていく一番大事な部分だと思うので、そういうところに配慮を欠かさないようにして進めていってもらいたいと思う。また、ホームページだが、今、現行使っている人たちが、合併して使い勝手が悪くなったりとか、津久井町の方が、相模原市になったら見なくなってしまうとか、そういうことがないように、現状どういうふうな使われ方をしているのか、それから、これからどういうふうにつくっていったらいいのか、ますますホームページというものが市民の皆さんの生活に欠かせないものになってくるので、その辺、配慮してほしいと要望する。

次に、28ページに街美化アダプト制度推進経費、金額は非常に少ないが、市民とのパートナーシップに基づいて、公園、緑地等の公共スペースの美化活動等を実施したということだが、これはこちらで音頭取りをして、事業部の方で実際の現場の事業をしたということだと思うが、まだまだ定着していないのではないかという印象を受ける。うまくいっているところはうまくいっているが、そうでないところは、かえってだめになっている。うまくいっている年もあるが、人がかわるとだめな年もあったりとか、そういうような話を聞くが、現状と見通しとか考えを伺う。

○川野パートナーシップ推進課長 アダプト制度についての質問だが、地域内にある公園とか緑地、そういったところについて、市民の皆様がみずから美化活動を中心とした、いわゆるアダプトといって、里親制度というか、愛情を持って子供を育てるような形で管理をしてもらっているところである。今発言にあったように、人がかわったりして、うまくいって

ないのではないかとか、あるいは定着していないではないかというような意見もあって、15年4月から始めて3年目を迎えるものだから、私どもとしては、直接の事業担当課にアンケートをとって、ここで中間的な集約をしたりして、市民要望をまとめているところである。できれば急速に普及させたいと思っているが、徐々に3年間の中で管理している箇所数もふえつつあるので、今後、市民の皆様の意見を聞きながら、ますます拡充するように努めていきたいと思っている。

○阿部委員 私、平成15年9月議会の環境経済委員会でも、公園のアダプト制度に関して質問して、アメリカで始まったこの街美化アダプト制度が、最初はハイウエーの管理を地元の方々がやっていたということだが、ただお願いして、少ない費用で道具とかをそろえてあげてやっていたが、普及しなかった。そういうところで、これをイベントとして、まちづくりの中で、里親同士の交流会を持ったり、表彰制度を行ったり、看板をつくって、ここを管理しているのはだれだというようなことをやったりとか、情報交換会を行ったりとか、さまざまなフォローをして、まちづくりの中の一つとして、地域の人たちがつながりを持って、お互い競争しながら自分たちの町をよくしていく、そういう市民の意識を高揚する、すばらしい制度だから頑張ってもらいたいというふうに要望を言ったが、各事業部でそういうことを考えるというよりは、まさしくここで、いろいろなフォローをしていきながら、音頭をもっと取って、市民の皆さんに広がっていくようにしていくべきではないかと思うし、事業費は9万1,000円、やはり、もうちょっと使ってもいいと思う。そのために必要なもの、いろいろなこと、ニューズレターを送ったりとか、感謝カードを送ったとか、実際によくやっているところをツアーで見に行ってもらったりとか、アイデアはたくさん出てくると思うし、先ほどアンケートをとっているという話を聞いたが、そういう形でできることをどんどんやってもらって、まさしく、市民の皆さんが自分たちでやっているいいものをどんどん紹介してもらって、そのことが市民の皆さんの励みにもなると思うので、いい制度が制度のまま終わってしまうのではなくて、もっともっと普及して、着実に根づいていくための努力を要望する。

○大上委員 148ページの一般管理費について伺う。庁用自動車の関係だが、最近、庁用車の事故が多発しているが、庁用車の管理について、始業点検等の体制はどうなっているのか聞く。

○新妻管財課長 庁用自動車の管理についての話だが、庁用自動車については、管財課が所管しているもの、また、指定された課等において所管しているもの、それと、清掃車両、消防車両があるが、管理については、それぞれ所管課において、日ごろから、車両点検等、適正管理に努めているところである。特に清掃、消防等については、毎日、始業時の点検等を行っているところである。

○大上委員 始業時の点検というのは、1人か、2人体制なのか。

○新妻管財課長 消防の方は承知していないが、管財課所管については、私どもの運転手等が日常的にやっている。

○大上委員 要するに、今聞きたいのは、バックランプというのは自分で押しても見られない。だから、必ず2人でいって、1人の人が後ろに回らないと、バックランプの点検は、鏡のあるところ以外は1人ではできないはずだが、そういう点で、2人でやっているのか、1人でやっているのかと聞いた。

○新妻管財課長 ほかの課は承知していないが、管財課においては、運転手複数でやっている。

○大上委員 あと、最近の新聞報道等で、警察官とか消防士、日常的に車を運転する人が、スピード違反とか酒気帯び等で免許停止中なのに、公務のために、それを隠して仕事で乗っていたというような事件が最近多いが、本市の場合、免許停止中の人に対するチェック体制はどうなっているのか聞く。

○新妻管財課長 職員の運転免許証の所持の確認ということだが、各所属長は、毎年度、職員が提出する職員カードによって、まず、運転免許証の有無の確認をし、把握している。また、本年2月に開催された交通事故防止対策本部会議の決定を受けて、庁用自動車を運転する職員が出張するときには、必ず市で作成する運転許可証というものを携帯させているが、その許可証を職員に渡す際に、運転免許証の携帯確認をすることは可能と

いうふうに考えているので、それについては、今後、十分な周知徹底を図っていきたいと思っている。

○大上委員 ぜひ、週1回ぐらいは、常時乗る人についてはチェックする必要があるのかなと。そういうふうな負い目があって運転すると、必ずどこかで事故を起こすというか、そういう部分が多いと思うので、年何回ではなくて、やはり週1回ぐらいはきちっと対応して、違反とか免許停止があったからということで、職員の昇給や昇格に関係あるのかないかちょっとわからないが、その辺の部分の周知をきちっとして、服務等の関係で安心できるような対応ということも必要かと思うが、この辺については、職員課としてはどのように考えているか。

○石川職員課長 職員を処分する基準、一応、懲戒処分の指針を持っている。その中に、交通事故あるいは違法行為のことが、すべて標準的な例が出ており、例えば、こういうことをすると停職になってしまうとか、減給になってしまうというようなことを職員に周知しているので、職員はそれを見ていると認識している。

○大上委員 くれぐれも周知をよろしくお願いします。

次に、企画費の方で、先ほども出る出ているかと思うが、中長期経営ビジョンの策定事業費についてだが、仮称さがみはら都市経営ビジョンの重点プログラムは、17年度が初年度ということで、ことしからどのように取り組もうとしているのか。

○服部都市経営ビジョン推進室長 都市経営ビジョン推進についてのお尋ねだが、都市経営ビジョンについては、平成15年度、16年度の庁内検討及び市民参加での策定委員会による作業を経て、新世紀さがみはらプランの着実な推進と行政改革の不断の継続によって、本市の持続的な発展を可能とする中長期的な経営指針として、本年4月に策定した。ビジョンの中では、協働と分権、最小経費で最大効果のサービス提供、歳入の確保と歳出の抑制という3つの基本的な視点に基づき、平成17年度から22年度までの具体的な行動計画であるアクションプランをあわせて策定した。そのアクションプランの中には、21の重点プログラムを設定して、各部が進める82の取り組み項目を定めている。その中で、17年度の主

な取り組みとしては、まず、協働と分権という視点において、この議会にも提案されている街づくり活動推進条例の制定とか、都市内分権推進において、モデル事業を実施すること。あるいは補助金改革の一環として、市民企画提案型補助制度の導入といったようなこと。それから、最小経費で最大効果のサービス提供という点では、市民の方の評価をもらう場として、経営評価委員会といった組織を設けているが、その委員会による政策評価等の試行といったようなこと。それから、3番目の歳入の確保と歳出の削減といったような視点については、やはり同じく、条例として、産業集積促進条例の制定とか、あるいは市債の発行額の設定などといったようなことを、17年度の主な取り組みとして進めていく。

○大上委員 次に、158ページ、男女共同参画費の部分で、ソレイユの活動状況について、各種相談業務の状況を聞く。

○木村男女共同参画課長 ソレイユさがみの活動状況については、指定管理者による管理運営と、市直営で女性相談を実施している。指定管理者による管理運営については、事業計画に基づいて、各種講座等の開催、情報コーナーの運営、市民団体の活動支援事業等が実施された。新規事業として、大学生による小学生を対象とした教室の開催、ドメスチックバイオレンス等に関するパネル展の開催、ソレイユさがみ利用者実態調査、ソレイユニュースレターの発行など積極的な取り組みが行われて、事業参加者は約3,400人、前年度に比べて、約1,100人の増加となっている。施設の利用状況については、約13万人の方に利用してもらって、前年度と比べて約2万8,000人、使用料収入で約63万人の増加となっている。女性相談の実施状況については、一般相談が2,117件、法律相談や就労サポート相談などの専門相談が325件、合わせて、2,422件の相談を受けている。

○大上委員 DV等の母子家庭の一時入居施設についての現状とシェルターの利用状況について聞く。

○木村男女共同参画課長 配偶者等からの暴力への対策として、被害者の一時的保護については、昨年4月に施行した、さがみはら男女共同参画条例に基づいて、民間団体が市内に設置したシェルターの運営に対して、

昨年10月から助成を行って、被害者の保護及び自立支援に努めている。

一時保護施設の利用状況だが、過去10カ月間で3室が、ほぼ満室に利用されており、昨年の10月から本年7月まで、延べ34人の方が入居している。そのうち、母子の一時保護施設の入居状況だが、子供については、31人の方が入居となっている。

○大上委員 男女共同参画の視点で、午前中にもあったが、市職員の育児休暇等の関連も含めて、ソレイユでの研修が必要かと思うが、今回の育児休暇の関係で、男性としても、パートナーがどのようなときに大変なのかという部分での視点というのは大事かと思うが、そのことについて考えがあったらお聞かせ願う。

○木村男女共同参画課長 パートナーが大変なときの考えだが、育児休業を男性がとれない状況や、制度があってもとらないという中で、女性の子育ての負担がふえているということでは、育児休業がとれるような状況ができることを願っている。

○大上委員 160ページの文化振興費についてだが、文化施設管理運営経費の中で、これは前にも言ったことがあると思うが、グリーンホールの貸し館の中で、グリーンホールのマルチビデオが1台しかないということで、南市民ホールには、このマルチビデオがないわけだが、南市民ホールの利用者から、このビデオを使う場合に、鹿沼台の図書館まで行って借りてこなければならないということで、大変苦勞しているということで、ぜひ、このことについては予算対応をということで望んでいるが、このことについて、指定管理者制度ということの中では、やはり貸し館をしているということでは、備品に不備があってはならないと思うが、この点についての考えを聞かせてほしい。

○江成文化国際課長 マルチビデオの設置については、南市民ホールをお使いの方から要望があるということは承っているし、承知もしている。御指摘のように、グリーンホールには1台あるが、それを使い回しするというような性質のものでもないし、そういう状況ではないので、必要性は十分感じているところである。

○大上委員 ぜひ、予算の対応を強く要望する。

○山岸委員 1点だけ伺う。企画費の中の業務核都市推進費に関連して、平成11年に町田と一緒に指定を受けて、業務核都市の指定を受けたというステータスあるいはポテンシャルという意味では、それなりのものがあつたと評価をしているわけである。ところが、事業の面はどうかというと、平成11年に受けて、その後いろいろのことをして、東京都と神奈川県で話し合いをしてきて、基本構想がまだできたばかりで、時代はどんどん流れて、その間7年もたってしまった。この制度をやるときには、国土分散型の社会をつくろうということで始めたが、時代が流れてしまったから、経過とともに、今度は東京回帰現象が起きている。全く時代にそぐわない形になってしまって、市の実態を見るとどうかというと、町田にしても、相模原にしても、対象事業はみんな終わってしまっている。では、この事業を、基本構想はできた、けれど、どうして東京都と町田市で進めていくのかという、これはやはり、どうも制度ができたときには華々しくやるが、後のフォローというか、時間がかかり過ぎる。7年もかかったら、どんどん日進月歩で進んでいるのだから、私、今思っているが、橋本の都市再生の緊急整備地域、あれも5年も先へいかなければ始まらないような話も聞いているが、それではちっとも緊急整備にもならないし、もっとスピーディーにものを処理することが大事ではないかと思う。そこで、業務核都市の基本構想ができたそうだが、これを一体どう推進していくか、この1点だけ伺う。

○高橋企画政策課長 業務核都市についてのお尋ねだが、今、委員の話にもあつたとおり、平成11年3月に、第5次首都圏基本計画の中で、町田・相模原業務核都市が位置づけられた。また、平成16年3月には、それを受けて、東京都と神奈川県が町田・相模原業務核都市基本構想を策定し、国土交通大臣と国の同意を得た。この構想の目的だが、相模原市と町田市が有する多様な諸機能、それから、人材等の内発的な力を有機的に組み合わせていくこと、多様な個性の連携による新しい都市、生活都市の創造を目指していこうということで、この構想が都と県でつくられた。現在これを推進しているところだが、山岸委員がまさに言われた業務核都市制度の課題については、本市が位置づけられて6年がたっており、また、

その間の社会経済情勢も非常に厳しい状況が続いているし、まさに言われた、逆に東京都心への回帰現象、こういうようなものも起きているという課題があるのは十分承知している。ただ、本市が業務核都市に指定されたということは、本市が目指すべき自立都市、特に首都圏における広域交流拠点都市としての位置づけの中で、都市施設の整備を行っていくに対しては、この業務核都市の指定というものは優位性があるのだろうと感じているし、首都圏の中にある業務核都市間の連携、このネットワーク構築をしていくということで相互連携を図っていく、こういう中では、十分このメリットはあるのだろうと考えている。

この業務核都市制度については、昭和63年に制定されて、大きな改革がされていない。したがって、まさに委員が言われた今のこの社会情勢、国の動向等の中で、不ぐあいな部分もあるし、この制度自身も、特に指摘があった中核的施設が限定されていて、多様な価値観の中の都市機能の充実の中では、対象事業の拡大、それから、資金上の支援措置の拡大、また、業務核都市間を結ぶ交通インフラの整備促進、こういう課題が十分あるので、指定をされた都市で構成する首都圏業務核都市の首長会議を通じて、国に対して強く要望しているところである。特に相模原については、町田市との広域連携という中でも、多様な連携を今進めているので、業務核都市という位置づけの中の将来ビジョンをもとに、それぞれの広域連携を含めた多様な都市づくりを進めていく、こういう中での業務核都市という制度は、価値はあるのだろうというふうには考えている。

○山岸委員 多くを言わないが、とにかく、せっかく指定を受けたのだから、それを大いに生かして、推進してほしいということを要望して終わる。

○菅野委員 いつも言っていることだが、要望しておきたいと思うが、きょうのいろいろな議論の中でも、職員の定数の問題、人事管理の問題、いろいろ出されたと思う。私はいつも言っているのは、女性が補助職として、まさに臨時職員や非常勤職員で使い回しをされているというのが圧倒的に多いということを、この間も、いろいろ話を聞いて考えているわけである。今、男女共同参画の推進がいろいろと言われていて、いろいろな施

策がされていると思うが、市の職員の中で、このことについて、もっときちっとしたネットワークを持って、それで進めてほしい。そうしないと、一方で男女共同と言いながら、一方では女性をそういう形での使い回しにしかしていないということは大きな矛盾だというふうに思っているので、そのことについて強く要望しておく。

○沼倉委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、総務費から予備費までの本委員会所管部分の審査を終わる。

以上で、一般会計歳入歳出決算本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 8 1 号平成 1 6 年度相模原市一般会計歳入歳出決算の本委員会所管部分は、認定することに賛成の委員の起立を求める。

〔起立する者あり〕

○沼倉委員長 起立多数。

よって、議案第 8 1 号は認定すべきものであると決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、一任願う。

—————◇○◇—————

委員会行政視察について

○沼倉委員長 お諮りする。委員会行政視察については、会議規則第 9 4 条の規定により、お手元の委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○沼倉委員長 異議ないので、そのように決した。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後 3 時 5 1 分 閉会